

職員の給与に関する報告及び勧告

令和3年9月

札幌市人事委員会

報 告

地方公務員法に基づく人事委員会の給与勧告制度は、公務員が憲法で保障された労働基本権の制約を受けていることへの代償措置として、社会一般の情勢に適応した適正な給与を確保する機能を有するものである。

勧告に当たっては、経済・雇用情勢等を反映して決定される民間の給与について調査を行い、公民の給与を精確に比較したうえで、職員の給与水準を民間の給与水準と均衡させることを基本としている。

本委員会は、昨年の給与勧告後も引き続き、第三者機関として公正かつ中立な立場に立って、職員給与及び民間給与の実態その他職員の給与決定に関する諸条件について調査、研究を行ってきた。

その結果の概要は次のとおりである。

1 職員給与の状況

本委員会は、本市職員（単純な労務に従事する職員、企業職員及び会計年度任用職員を除く。以下同じ。）の本年 4 月における給与の支給状況を把握するため、「令和 3 年札幌市職員給与実態調査」を実施した。

本市職員は、従事する職務の種類に応じて、行政職、消防職、医師職等の 5 種 6 給料表の適用を受けており、これらの職員の給与等の概要は、第 1 表に示すとおりである。

（参考資料 1 職員給与関係資料 参照）

第 1 表 本市職員の給与等の概要

項 目		本 市 職 員	
		行 政 職	
職 員 数		17,087 人	7,955 人
平 均 年 齢		40.3 歳	39.3 歳
平均勤続年数		15.9 年	15.5 年
平均 給与 月額	給 料	325,281 円	300,409 円
	扶養手当	8,564 円	8,032 円
	地域手当	10,457 円	9,673 円
	住居手当	8,145 円	9,096 円
	管理職手当	6,697 円	7,844 円
	そ の 他	7,062 円	6,708 円
	合 計	366,206 円	341,762 円

（注） 平均給与月額のものとは、単身赴任手当（基礎額）、初任給調整手当及び寒冷地手当の合計である。

2 民間給与の状況

(1) 職種別民間給与実態調査

本委員会は、職員の給与と市内民間事業所の従業員の給与との比較を行うため、人事院、北海道人事委員会等と共同して、企業規模 50 人以上で、かつ、事業所規模 50 人以上の市内民間事業所 681 事業所のうちから層化無作為抽出法によって抽出した 164 事業所を対象に「令和 3 年職種別民間給与実態調査」を実施した。

この調査では、公務と類似すると認められる 54 職種の職務に従事する者について、給与改定や賃金カット等の状況にかかわらず、本年 4 月分として個々の従業員に実際に支払われた給与月額等を調査するとともに、給与改定の状況等を調査している。また、昨年 8 月から本年 7 月までの賞与等の特別給の支給状況についても調査している。

(2) 給与改定の状況

市内民間事業所における給与改定の状況を調査した結果は、第 2 表に示すとおりである。係員についてベースアップを実施した事業所の割合は 26.0%（昨年 27.9%）となっており、昨年に比べて 1.9 ポイント減少している。

また、定期昇給の実施状況を調査した結果は、第 3 表に示すとおりである。係員について定期昇給を実施した事業所の割合は 80.0%（昨年 75.3%）となっており、昨年に比べて 4.7 ポイント増加している。昇給額については、昨年より増額となっている事業所の割合は 16.9%（昨年 15.8%）となっており、昨年に比べて 1.1 ポイント増加している。

（参考資料 2 民間給与関係資料 参照）

第 2 表 民間における給与改定の実施状況

項目 役職段階	ベースアップ実施	ベースアップ中止	ベースダウン	ベース改定の 慣行なし
	%	%	%	%
係 員	26.0 (27.9)	20.7 (17.5)	0.0 (0.0)	53.3 (54.6)
課 長 級	20.0 (22.2)	20.5 (16.0)	0.0 (0.0)	59.5 (61.8)

- (注) 1 ベース改定の慣行の有無が不明及びベース改定の実施が未定の事業所を除いて集計した。
2 小数点以下第 2 位を四捨五入しているため、割合の合計が 100 にならない場合がある（次表において同じ。）。
3 () 内は、昨年の数値である（次表において同じ。）。

第3表 民間における定期昇給の実施状況

項目 役職段階	定期昇給 制度あり	定期昇給 実 施			定期昇給 中 止	定期昇給 制度なし	
		増額	減額	変化なし			
係 員	% 80.0 (77.8)	% 80.0 (75.3)	% 16.9 (15.8)	% 7.2 (3.1)	% 55.9 (56.3)	% 0.0 (2.5)	% 20.0 (22.2)
課 長 級	73.0 (75.7)	73.0 (72.1)	15.6 (12.9)	7.0 (3.2)	50.5 (55.9)	0.0 (3.6)	27.0 (24.3)

(注) 定期昇給の有無が不明、定期昇給の実施が未定及びベース改定と定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計した。

3 職員給与と民間給与との比較

本委員会の給与勧告に当たっては、前記の「札幌市職員給与実態調査」及び「職種別民間給与実態調査」の結果に基づき、職員の給与と市内民間事業所の従業員の給与との比較を行っており、その概要は次のとおりである。

(1) 月例給

本年の民間の賃金の改定動向をみると、昨年比べてベースアップを実施した事業所の割合は若干減少しているものの、定期昇給を実施した事業所の割合は増加している状況が認められた。

このような情勢のもと、職員（再任用職員を除く。）にあっては一般行政職員（一般事務・技術職員）、民間にあってはこれに相当する事務・技術関係職種の者の給与について、職務の種類、責任の度合、学歴、年齢の給与決定要素を同じくすると認められる者同士を比較し、その較差を総合する方法により公民較差を算出した。

その結果、本年4月現在における民間給与及び職員給与は、第4表に示すとおりであり、民間給与が職員給与を151円（0.04%）下回っていることが認められた。

第4表 公民給与の較差

民間給与(A)	職員給与(B)	公民較差(A)－(B)
349,125円	349,276円	△151円（△0.04%）

(注) 民間従業員、職員ともに、本年度の新規学卒の採用者は含まれていない。

(2) 特別給

昨年8月から本年7月までの1年間において市内民間事業所で支払われた賞与等の特別給は、第5表に示すとおり所定内給与月額のうち4.31月分に相当しており、職員の期末手当及び勤勉手当の現行の平均年間支給月数を下

回っている。

第5表 民間における特別給の支給状況

所定内給与月額	下半期 (A1)	347,069 円
	上半期 (A2)	347,538 円
特別給の支給額	下半期 (B1)	743,630 円
	上半期 (B2)	753,115 円
特別給の支給割合	下半期 (B1/A1)	2.14 月分
	上半期 (B2/A2)	2.17 月分
	計	4.31 月分
(参考) 職員の期末・勤勉手当の平均年間支給月数		4.45 月分

(注) 下半期とは令和2年8月から令和3年1月まで、上半期とは同年2月から7月までの期間をいう。

4 国家公務員給与との比較

総務省の「令和2年地方公務員給与実態調査」によると、令和2年4月における国家公務員の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額とこれに相当する本市職員の給料月額を、学歴別、経験年数別に区分した国家公務員の職員構成を用いて比較し、国家公務員を100として算出したラスパイレス指数は、99.6となっている。

5 物価及び生計費

総務省統計局による本年4月の消費者物価指数は、昨年4月と比べて、全国では0.4%、札幌市では0.2%下降している。

また、同局の家計調査における本年4月の2人以上の世帯の平均消費支出は、札幌市では297,568円(世帯人員平均2.72人、世帯主年齢平均60.1歳)となっている。

(参考資料 3 労働経済関係資料 参照)

6 人事院勧告・報告等の要旨

人事院は、本年8月10日、国会及び内閣に対し、一般職の職員の給与等についておおむね下記の勧告・報告を行った。

人事院の給与勧告等

1 官民較差

△19円（0.00%）〔行政職俸給表(一)…現行給与407,153円、平均年齢43.0歳〕

2 給与改定の内容と考え方

(1) 月例給

民間給与との較差が極めて小さく、俸給表及び諸手当の適切な改定が困難であることから、月例給の改定は行わない

(2) 特別給（期末・勤勉手当）

- ・ 民間の支給割合（4.32月）との均衡を図るため引下げ（年間支給月数4.45月→4.30月）
- ・ 民間の支給状況等を踏まえ、期末手当の支給月数に反映（2.55月→2.40月（一般の職員））
- ・ 再任用職員の期末手当を引下げ（△0.1月）
- ・ 任期付研究員及び特定任期付職員の期末手当を引下げ（△0.1月）

〔実施時期〕

法律の公布日

3 その他の取組

(1) 非常勤職員の給与

本年7月、期末手当・勤勉手当に相当する給与について、非常勤職員の給与に関する指針を改正。早期に改正内容に沿った処遇の改善が行われるよう、各府省を指導

(2) 育児休業制度の改正に併せた期末手当・勤勉手当の取扱い

意見の申出に併せ、期末手当・勤勉手当の在職期間等の算定に当たり、子の出生後8週間以内における育児休業の期間と、それ以外の育児休業の期間は合算しないよう措置

(3) テレワーク（在宅勤務）に関する給与面での対応

公務におけるテレワークの実態や経費負担の状況の把握、既に在宅勤務手当を導入した企業に対するヒアリングの実施などを通じ、引き続き研究

4 今後の給与制度見直しに向けた検討

定年の段階的引上げに係る改正法の成立を受け、能力・実績を的確に反映させつつ60歳前後の給与水準が連続的なものとなるよう、人事評価制度の改正を踏まえた昇格、昇給等の基準の整備を始めとして、順次取組

5 公務員人事管理に関する報告

(1) 人材の確保及び育成

【課題】

公務志望者が減少し若年層職員の離職も増加する中で、優秀な人材の確保は喫緊の課題であり、新規学卒者の確保・育成に加え、官民の垣根を越えて時代環境に適応できる能力を有する人材の誘致が不可欠。また、公務職場全体の魅力を高め、個々の職員が能力・経験を十全に発揮し、意欲を持って働ける環境を実現するためには、幹部職員等の組織マネジメントが極めて重要

【対応】

ア 志望者の拡大

採用試験の申込者数の減少が続く状況を打開し増加させていくため、就職先としての公務に対する学生の認識等を把握。技術系の人材確保に向けた活動、オンラインによる情報発信等を強化

イ デジタル人材の確保

令和4年度から総合職試験に「デジタル」区分を新設し、積極的に周知

ウ 民間との人材の交流促進

公務と民間との間の人材の流動性を高めることが重要であり、経験者採用試験の周知活動、任期付職員の各府省限りで採用できる範囲の拡大等により、各府省が必要な様々な専門分野の民間人材を確保できるよう支援

エ 女性の採用及び登用の促進

政府の取組と連携しつつ、公務志望者拡大に向けた広報活動や女性の活躍支援のための研修の充実、勤務環境の整備等により、各府省の目標達成に向けた取組を支援

オ 研修を通じた人材育成

マネジメント能力のかん養を図るための研修の充実。幹部職員対象の研修の抜本的改定。オンライン方式も活用

(2) 妊娠、出産、育児等と仕事の両立支援

【課題】

少子化社会対策大綱では、男性の家事・育児参画の促進や不妊治療への支援を含め、個々人の結婚や出産、子育ての希望の実現を阻む隘路^{あいろ}の打破に強力に取り組むこととされ、公務においても、職員の妊娠、出産、育児等と仕事の両立を支援することが一層重要

【対応】

育児休業の取得回数制限を緩和する育児休業法改正について意見の申出。常勤職員・非常勤職員ともに不妊治療のための休暇（有給・原則年5日、頻繁な通院を要する場合は5日加算）を新設。非常勤職員の配偶者出産休暇・育児参加休暇（いずれも有給）を新設、産前・産後休暇を有給化等

(3) 良好な勤務環境の整備

【課題】

職員が能力を十分に発揮し、組織としてパフォーマンスを上げるため、長時間労働を是正するとともに、テレワーク等の柔軟な働き方に対応した勤務環境を整備することが重要

【対応】

ア 長時間労働の是正

特例業務や他律部署の範囲、医師による面接指導等の徹底、業務見直し等を通じた超過勤務縮減、手当の適正な支給について指導し、各府省の組織全体の取組も促進。客観的な記録に基づく超過勤務時間の管理を今後原則化

業務量に応じた要員の確保の必要性を指摘。喫緊の課題である国会対応業務の改善へ国会等の理解と協力を切願

イ テレワーク等の柔軟な働き方への対応

テレワークの推進は業務プロセスの変革やデジタルトランスフォーメーションの推進を通じた行動変容の観点から重要であり、テレワーク等の柔軟な働き方に対応した勤務時間制度等の在り方や勤務間インターバルの確保の方策等について、有識者による研究会を設けて検討

ウ ハラスメントの防止

各府省における防止対策の実施状況の把握・指導、ハラスメント相談員セミナーの

開催等により、各府省における防止対策を支援

エ 心の健康づくりの推進等

オンラインでの心の悩み相談の導入、ストレスチェックを活用した職場環境改善の円滑な実施に向けた支援等により、心の健康づくりを推進

(4) 定年の引上げ及び能力・実績に基づく人事管理の推進

【課題】

定年の引上げにより職員構成の高齢化や在職期間の長期化が一層進む中で、職員の士気を高め、組織活力を維持するためには、人事評価により職員の能力・実績を的確に把握した上で、その結果を任用、給与等に適切に反映するとともに、人材育成の観点からも活用することが重要

【対応】

- ・ 定年の引上げが円滑に行われるよう、人事院規則で定める事項等について検討・調整を行うなど、必要な準備を推進
- ・ 評語細分化等の人事評価制度の改正を踏まえ、昇任・昇格、昇給等の基準の改正に向け検討
- ・ 管理職員にはオンラインも活用した面談の確実な実施が求められる中、評価者向けの研修の充実等を図ることにより、各府省の人事評価を活用した人材育成を一層支援

また、人事院は、給与勧告等に併せて、国家公務員の育児休業等に関する法律の改正について、おおむね次のような内容の意見の申出を行った。

国家公務員の育児休業等に関する法律の改正についての意見の申出

1 育児休業の取得回数制限の緩和

育児休業を原則2回まで（現行：原則1回まで）取得可能とする

この原則2回までとは別に、子の出生後8週間以内に育児休業を2回まで（現行：1回まで）取得可能とする

2 妊娠、出産、育児等と仕事の両立支援のために一体的に講じる休暇・休業等に関する措置

(1) 民間育児・介護休業法の改正内容を踏まえた措置

ア 子の出生後8週間以内の育児休業について請求期限を2週間前まで（現行：1月前まで）に短縮

イ アのほか、非常勤職員について次の措置

- ① 育児休業・介護休暇の取得要件のうち、1年以上の在職期間の要件を廃止
- ② 子の出生後8週間以内の育児休業の取得要件を緩和
- ③ 子が1歳以降の育児休業の取得の柔軟化

ウ 各省各庁の長等に対して次の措置等を義務付け

- ① 本人・配偶者の妊娠・出産等を申し出た職員に対する育児休業制度等の周知及び育児休業の取得意向の確認のための措置
- ② 育児休業を取得しやすい勤務環境の整備に関する措置
- ③ 育児休業の取得状況の報告（人事院により公表）

(2) (1)のほか、妊娠、出産、育児等と仕事の両立支援のための措置

ア 不妊治療のための休暇（原則年5日、頻繁な通院を要する場合は5日加算）を新設（有給）

イ 育児参加のための休暇の対象期間を子が1歳に達する日まで（現行：産後8週間を

経過する日まで)に拡大

ウ ア及びイのほか、非常勤職員について次の措置

① 育児時間・介護時間の取得要件のうち、1年以上の在職期間の要件を廃止
子の看護休暇・短期介護休暇の取得要件のうち、6月以上の継続勤務の要件を緩和

② 配偶者出産休暇・育児参加のための休暇の新設（有給）

③ 産前休暇・産後休暇の有給化

エ 期末手当・勤勉手当における在職期間等の算定に当たっては、子の出生後8週間以内における育児休業の期間と、それ以外の育児休業の期間は合算しないこととする

3 実施時期

- ・ 育児休業の取得回数制限の緩和及びこれを踏まえた措置（1、2(1)ア、イ②・③、(2)イ、エ）：民間育児・介護休業法の改正事項のうち育児休業の分割取得等に係る施行日に遅れず実施
- ・ 休暇の新設・有給化（2(2)ア、ウ②・③）：令和4年1月1日
- ・ 非常勤職員の休暇・休業等の取得要件緩和、各省各庁の長等に対する措置等の義務付け（2(1)イ①、ウ、(2)ウ①）：令和4年4月1日

7 むすび

(1) 給与の改定

本市職員の給与の実態、給与決定の基礎的な諸条件として地方公務員法に定める民間給与の実態及び生計費等の状況並びに人事院勧告の概要は、先に述べたとおりである。

また、前述のとおり、職員の給与と市内民間事業所の従業員の給与について比較を行った結果、月例給では、本年4月現在で民間給与が職員給与を151円(0.04%)下回っており、特別給では、民間の年間支給割合が職員の期末手当及び勤勉手当の現行の平均年間支給月数を下回っていることが認められた。

本委員会では、このような情勢を総合的に勘案した結果、本市職員の給与について、以下のとおり措置する必要があると考える。なお、これにより職員の平均年間給与は約5.0万円減少することとなる。

ア 月例給

本年4月現在で民間給与が職員給与をわずかに下回っているものの、ほぼ均衡している状況にあること、また、本年の公民較差が極めて小さく、給料表及び諸手当の適切な改定を行うには十分でないことから、本年は行政職給料表及び諸手当の改定を見送ることが適当である。

消防職給料表については、行政職給料表との均衡を考慮して、本年は改定を見送ることが適当である。

医師職給料表及び特定任期付職員に適用される給料表については、これまで人事院勧告の内容に準じて改定してきており、本年は人事院が改定を見送ったことから、改定を見送ることが適当である。

教育職給料表(高校・特別支援)及び教育職給料表(小・中・幼稚園)については、これまで人事院勧告の内容を踏まえて改定してきており、本年は人事院が改定を見送ったことを踏まえ、改定を見送ることが適当である。

イ 特別給

期末手当及び勤勉手当については、市内民間事業所との均衡を図るため、年間支給月数を引き下げる必要がある。引下げ分は、人事院勧告の内容を踏まえ、期末手当から差し引くこととし、本年度については12月期の期末手当から差し引き、令和4年度以降については6月期及び12月期の期末手当が均等になるよう支給月数を定める必要がある。

また、特定任期付職員に適用される給料表の適用を受ける職員の期末手当については、人事院勧告の内容に準じて改定を行う必要がある。

ウ 実施時期

前記イの改定については、この改定を実施するための条例の公布の日からの実施とすることが適当である。ただし、令和4年度以降の期末手当の支給月数の改定については、令和4年4月1日からの実施とすることが適当である。

(2) 人事・給与制度及びその他の勤務条件

全国的な高齢化及び人口減少の進展に伴う諸課題については、従前から様々な指摘がされているところであるが、とりわけ労働力不足が深刻な課題として顕在化している。

このような状況の中、限られた人材でこれまで同様の経済活動を持続していくためには、生産性を上げることが不可欠であることから、社会全体において、ICTを活用したより効率的な仕事の仕組みや多様な人材が柔軟にその能力を発揮するための労働環境等の整備などが模索されている。

行政分野においては、社会の多様化などにも伴い行政に対するニーズがさらに高度化・複雑化しつつあり、これまでのサービス水準を維持するだけでなく、より迅速かつ的確に質の高いサービスを提供していくことが求められている。

そのため、本市においては、既成概念にとらわれず民間企業や他の地方公共団体等の先進事例も参考にしながら、以下の項目で述べる取組を相互に関連づけ有機的に展開することにより、職員力を向上させ、市民サービスの維持・向上、ひいては市政の発展につなげていくことが求められている。

ア 人材の確保及び育成

労働力人口が減少していく中、市民サービスの維持向上を図る必要がある。加えて介護・福祉に関する支援ニーズの増加、新型コロナウイルス感染症対策のような一定期間内の業務量の増加なども予想されることから、これまで以上に時代環境に適応できる有為な人材を安定的に確保していかなければならない。

そのため、任命権者においては、様々な業務の効率化で得られた人的資源を有効に活用することや、任期付採用制度の適切な運用など、時代

に即した人事制度について検討していくことが求められる。

また、本委員会と任命権者が連携し、個々の職員が能力・経験を十分に発揮し、意欲をもって全力で働ける職場環境を整備し、受験者層が本市で働きたいと感じてもらえるよう公務の魅力を高め、これを積極的に発信していくことが重要である。

特に、技術職の人材確保については依然として厳しい状況が続いていることから、大学・学生等への効果的なアプローチやインターンシップの拡充、WEB等を活用した広報活動の充実に加え、長期的な視点に立ち職員採用に取り組むことも必要である。

さらに、職場を取り巻く環境が変化する中でも知識や経験を引継ぎ、的確に市政を運営していくためには、各職場における効果的なOJTを実施するほか、民間企業との派遣研修等で得られる新たな視点を活用するなど、職員を育成し能力を高めあう組織風土を醸成していくことが求められる。

イ 女性の活躍推進

多様な価値観を反映した市政運営を進めるためには、女性職員の視点や感性を一層生かしていくとともに、管理職登用についてもより積極的に取り組んでいくことが求められている。その中で、本市においては女性管理職割合は着実に増加しているものの、係長職候補者試験における女性職員の受験率は横ばいの状況にある。

このため、本委員会においては、出産や育児における係長職候補者試験の一次試験免除期間延長制度や試験会場における託児サービスを実施しているほか、本年度からは、これまで日曜日に実施していた一次試験を、保育所の利用可能な土曜日に行うなど、男女が共に子育てしながら昇任を目指すことができる環境を整備したところである。

任命権者においては、女性職員が出産や育児等のライフステージに応じた多様なキャリアデザインを描けるよう、個々の状況に応じたフォロー体制の強化や計画的な育成など、息の長い取組が必要である。例えば、出産・育児期等の時間的制約があるような場合でも政策形成過程に携わる職務を経験する機会の付与や必要な研修を支援するなど、経験不足による昇任への不安を払拭し、昇任意欲の向上につなげていくことが求められる。

また、後述するワーク・ライフ・バランスの実現は、女性職員の活躍の推進に留まらず、男女を問わず個々の職員の能力発揮を促進するもの

であることから、管理監督者が性別を意識することなく活躍できる職場環境や柔軟な人事管理、多様で柔軟な働き方等についての理解を深め、職場全体の意識向上に努めていくことが重要である。

ウ ワーク・ライフ・バランスの実現

(7) 長時間労働の是正

長時間労働の是正は、職員のワーク・ライフ・バランスの実現や公務能率の向上などの観点から重要であり、それが結果として行政サービスの質を向上させることも踏まえて取り組んでいく必要がある。

本市においては、条例及び人事委員会規則を改正し、平成 31 年 4 月から時間外勤務の上限を設けるなど長時間労働の是正に努めてきたところである。令和 2 年度については、新型コロナウイルス感染症の対策業務などにより、特例業務を行うことで上限時間を超えて時間外勤務を行っている職員が存在する状況にある。

任命権者においては、その要因の分析を行い、確実に改善を図るとともに、業務量に応じた適時適切な人員配置が望まれる。

また、本市では、業務の見える化、書面・押印・対面を前提とした制度や運用の見直し、組織体制の見直しの取組を進めているところであり、これらの取組が行政サービスの維持・向上はもちろんのこと、業務の見直しや効率化によって職員の長時間労働の是正にも寄与することを期待する。

なお、教員の長時間労働の是正に向けては、本市教育委員会が昨年 6 月に「札幌市立学校における働き方改革に向けて（指針）」を策定し、学校における好事例の共有や I C T を活用した校務の効率化など、教員の業務負担軽減に取り組んでいるところである。教員の長時間労働は、教員の健康維持、人材確保、教育の質の確保に影響を及ぼすことから、本指針に基づいた実効性のある取組を継続的に進めていくことが必要である。

(イ) 多様で柔軟な働き方の推進

質の高い行政サービスの提供を維持するためには、職員誰もが能力を充分発揮できる柔軟な働き方が可能な環境の整備が重要である。

任命権者は、これまで定時退庁、休暇取得の促進や「札幌市子育て・女性職員応援プラン」に基づく子育て支援などを行ってきたところであり、引き続き職員の妊娠、出産、育児等と仕事の両立を支援する必要がある。同プランでは、家庭面での利点だけでなく、業務面での効

率化意識の向上につながるとして、男性職員の家庭での活躍を推進しており、男性職員が育児休業や休暇を取得しやすい環境を整備することも重要である。

また、不妊治療と仕事の両立を支援するため、国の動向を踏まえ、不妊治療を受けやすい職場環境の整備についても検討を進めていく必要がある。

一方、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を契機として、国や地方公共団体、民間企業において、フレックスタイムやテレワークなど、時間や場所に捉われない働き方の取組が加速されたところであり、本市においても、臨時的に時差出勤、在宅勤務を実施してきたところである。そのうち時差出勤については、本年4月から職員のワーク・ライフ・バランスの実現と多様な働き方を推進すること等を目的として継続的に実施可能な制度としたところである。今後も引き続き、国、他の地方公共団体、民間企業などの取組を参考にしながら、柔軟な働き方の検討が求められる。

また、今日、データとデジタル技術を活用して、制度や組織、仕事の仕組みそのものを変革するデジタルトランスフォーメーション（DX）が求められており、本市においても所管部署を設けて取組が進められているところである。DXの進展が、市民サービスの向上はもちろんのこと職員のワーク・ライフ・バランスの実現や多様な働き方の推進にも寄与することを期待する。

エ 心の健康づくり（メンタルヘルス対策）

職員の心身の健康は、職員個人はもちろんのこと効率的な公務運営や質の高い行政サービスの提供にとっても重要である。しかしながら、本市では、休務・休職者のうちメンタルヘルス不調に起因する者の割合が高い傾向が依然として続いている。

このような状況から、任命権者には、引き続き1次予防（心の健康増進、未然防止）、2次予防（早期発見、早期治療）、3次予防（職場復帰、再発防止）の各段階における取組の積極的な実施が求められる。

また、職員の心理的負担軽減のため、日常的に職員と接する管理監督者は、ストレスチェックの集団分析結果を活用して、職場における業務負荷やストレスの状況を把握し、積極的に職場環境の改善に努めることを期待する。

さらに、新型コロナウイルス感染症の影響により、職員がストレスを

受けやすい状態が長期化し、とりわけ応援業務従事や在宅勤務では職員の不調を把握し難しくなっている状況を認識し、これまで以上に職員のメンタルヘルスに意識を向ける必要がある。また、職員においては、心の健康づくりの重要性を認識し、自発的に心身の健康の保持増進やストレス対処に努められたい。

オ ハラスメントの防止

パワー・ハラスメント、セクシュアル・ハラスメント、妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントなど職場におけるハラスメントを防止することは、職場環境における重要な課題である。

これらのハラスメントを防止するため、任命権者においては、これまでも周知・啓発や相談体制の整備などの措置を講じてきたところであるが、引き続き職員が相談しやすい環境づくりなどの取組を進める必要がある。

また、管理監督者においては、日頃から職員と適切なコミュニケーションを図るよう努め、ハラスメントを未然に防止するとともに問題発生時には迅速・適切に対応することが求められる。これに加えて、パワー・ハラスメントが職員の人格や尊厳を傷つけるのみならず、職場の士気を低下させ、職場環境に甚大な影響を与えることを十分認識し、自らの言動に注意する必要がある。職員においては、ハラスメント問題に対する理解を深め、自らがハラスメントを行わないという意識を高めていくことが求められる。

カ サービス規律の確保

本委員会では、これまでも公務員倫理の確立やサービス規律の確保について繰り返し言及し、任命権者においても様々な取組を実施してきたところであるが、依然として飲酒運転、おいせつ行為、薬物所持などの不祥事が発生している。新型コロナウイルス感染症の拡大防止など職員が業務に尽力する中、これらの一部の不祥事によって市民の信頼を大きく損なう事態となっている。

このため、任命権者においては、引き続き様々な機会を活用して公務員倫理を周知徹底するとともに、風通しの良い職場風土を形成することが求められる。

また、管理監督者においては、自ら職員の模範となるよう行動し、職場における適切なマネジメントを発揮するとともに、令和2年に策定し

た「札幌市内部統制基本方針」を職員に浸透させ、財務事務におけるリスク発生の未然防止や発生時の早期対応を図り、適正な事務執行の確保に努められたい。職員一人ひとりには、職務の内外を問わず公務員としての自覚を常に欠かさず高い倫理観を持って行動することが求められる。

キ 消防職員の給与制度等の見直し

職員の給与はその職務と責任に応ずるものでなければならないとするいわゆる職務給の原則に基づいた給与制度の整備が行われてきたところである。

本委員会は、この原則に基づき、令和元年の職員の給与に関する報告及び勧告において、消防職員の給与制度等について見直しに向けた検討を行っていく必要があるとの報告を行い、これまで関係機関において検討を重ねてきたところである。

これまでの検討経緯を踏まえ、消防職員の階級制度やそれに伴う職務・職責などの実態を考慮した制度の見直しに向け、所要の規程整備その他必要な準備を関係機関が連携して行う必要がある。

ク 高齢期雇用の在り方

本年6月、地方公務員についても、国家公務員同様、定年を令和5年4月から段階的に引き上げるとともに、役職定年制の導入等の措置を講ずることとする地方公務員法の一部を改正する法律が公布された。

本市においては、豊富な知識、経験を次世代に円滑に継承するという再任用職員の役割の重要性に鑑み、原則フルタイム勤務として、知識、経験を活かせる職場へ配置し、必要に応じて人事異動も行うなど、再任用職員の積極的な活用を図ってきたところである。

また、再任用職員は、日常業務に加えて若手職員の育成や役職者の補佐といった組織力向上に資する役割も担ってきたところである。

このような本市の実情を踏まえ、職員が60歳を超える年齢となってもその能力を発揮し、高い意欲を持って職務に精励できるよう、再任用職員の処遇や役職定年後の職員が担う役割とそれに応じた職の在り方等を含めて、制度構築に向けた検討を進め、関係職員に対して適宜情報提供を行うことが求められる。

なお、任命権者においては、高齢層職員のみならず職員全体のキャリア形成への影響も考慮し、昇任管理を含めた人事制度の総合的な検討に

努められたい。

（おわりに）

社会状況が大きく変化しようとしている中、依然として新型コロナウイルス感染症の感染拡大も収まらず、これまで以上に、様々な課題解決に向けた取組が行政に求められている。

これらに対応するため、本市においても多様な有為の人材を確保し、職員がそれぞれの能力を発揮し、誇りとやりがいを持って職務に精励できる公務職場を実現することが必要である。

市議会及び市長にあっては、勧告制度の趣旨に理解を示され、この勧告を速やかに実施されることを期待する。

勸 告

本委員会は、別紙第 1 で述べた報告に基づき、本市職員の給与について、次の措置をとられるよう勧告する。

1 期末手当

期末手当については、以下のとおり改定すること。

(1) 令和 3 年 12 月期の支給割合

ア イ及びウ以外の職員

期末手当の支給割合を 1.125 月分（再任用職員にあっては、0.625 月分）とすること。

イ 特定職員

期末手当の支給割合を 0.925 月分（再任用職員にあっては、0.525 月分）とすること。

ウ 特定任期付職員

期末手当の支給割合を 1.575 月分とすること。

(2) 令和 4 年 6 月期以降の支給割合

ア イ及びウ以外の職員

6 月及び 12 月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ 1.2 月分（再任用職員にあっては、それぞれ 0.675 月分）とすること。

イ 特定職員

6 月及び 12 月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ 1.0 月分（再任用職員にあっては、それぞれ 0.575 月分）とすること。

ウ 特定任期付職員

6 月及び 12 月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ 1.625 月分とすること。

2 改定の実施時期

この改定は、この勧告を実施するための条例の公布の日から実施すること。ただし、1 の(2)については、令和 4 年 4 月 1 日から実施すること。

参 考 资 料

目 次

1 職員給与関係資料

令和3年札幌市職員給与実態調査の概要	1
第1表 給料表別職員数及び平均給与月額	2
第2表 給料表別平均年齢、平均勤続年数、学歴別人員構成比等	3
第3表 給料表別、年齢別人員構成	4
第4表 給料表別、級別、年齢別平均給料月額	6
第5表 給料表別、級別、号俸別人員分布	16
第6表 扶養手当の支給状況	26
第7表 地域手当の支給状況	28
第8表 住居手当の支給状況	28
第9表 管理職手当の支給状況	30
第10表 再任用職員の給料表別、級別人員	32

2 民間給与関係資料

令和3年職種別民間給与実態調査の概要	33
第11表 産業別、企業規模別事業所数	34
第12表 職種別、学歴別、企業規模別初任給	34
第13表 企業規模別、職種別、学歴別給与月額等	35
第14表 新規学卒者の採用の有無及び初任給の改定状況	44
第15表 民間における家族手当の支給状況	44
第16表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況	44

3 労働経済関係資料

第17表 労働経済指標	46
-------------	----

1 職員給与関係資料

令和 3 年札幌市職員給与実態調査の概要

本年実施した札幌市職員給与実態調査の概要は、次のとおりである。

1 調査の目的と時期

令和 3 年 4 月 1 日現在における本市に勤務する職員の給与等の実態を把握することを目的として行ったものである。

2 調査の対象職員

調査期日における本市に勤務する職員のうち、次の条例の適用を受ける職員である。ただし、調査期日現在休職中の職員、育児休業中の職員、臨時的任用職員等は調査対象から除外した。

なお、単純な労務に従事する職員及び企業職員は参考として掲載した。

- (1) 札幌市職員給与条例（昭和 26 年条例第 21 号）
- (2) 札幌市立学校教育職員の給与に関する条例（平成 28 年条例第 48 号）
- (3) 札幌市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成 19 年条例第 48 号）

3 集 計

この調査の集計については、総務局職員部勤労課の協力を得た。

第1表 給料表別職員数及び平均給与月額

区分 給料表	職員数	平均給与月額							合計
		給料	扶養手当	地域手当	小計	住居手当	管理職手当	その他	
行政職	7,955	300,409	8,032	9,673	318,114	9,096	7,844	6,708	341,762
消防職	1,716	292,561	13,044	9,352	314,957	8,067	3,747	7,864	334,635
医師職	30	522,737	7,433	103,598	633,768	3,600	117,317	171,957	926,642
教育職 (高校・特別支援)	575	385,513	11,579	12,024	409,116	6,510	3,715	7,293	426,634
教育職 (小・中・幼稚園)	6,811	356,620	7,807	11,108	375,535	7,212	5,866	6,527	395,140
計	17,087	325,281	8,564	10,457	344,302	8,145	6,697	7,062	366,206

(参考)

現業職	994	312,496	10,660	9,695	332,851	5,965	—	7,461	346,277
企業職 (交通)	476	311,717	10,609	9,961	332,287	6,933	9,722	7,778	356,720
企業職 (水道)	537	306,843	10,097	9,643	326,583	9,612	4,493	7,268	347,956
企業職 (病院)	1,072	312,566	6,798	19,890	339,254	9,665	7,200	48,737	404,856
全給料表計	20,166	323,164	8,662	10,888	342,714	8,129	6,407	9,318	366,568

(注) 1 給料には、切替に伴う経過措置額を含む。

2 教育職(高校・特別支援)及び教育職(小・中・幼稚園)の給料には、教職調整額及び給料の調整額を含む。

3 その他とは、単身赴任手当(基礎額)、初任給調整手当及び寒冷地手当の合計である。

4 再任用職員は含まれていない(以下、第9表までにおいて同じ。)

5 特定任期付職員給料表適用職員はいないため、表中の記載は省略した(以下、第9表までにおいて同じ。)

第2表 給料表別平均年齢、平均勤続年数、学歴別人員構成比等

区分 給料表	平均 年 齢	平均 勤 続 年 数	学 歴 別 人 員 構 成 比				性 別 人 員 構 成 比	
			中学卒	高校卒	短大卒	大学卒	男	女
行 政 職	39.3	15.5	0.0	18.3	12.4	69.3	61.9	38.1
消 防 職	38.1	16.6	—	43.5	13.5	43.1	96.0	4.0
医 師 職	54.2	8.1	—	—	—	100.0	40.0	60.0
教 育 職 (高 校 ・ 特 別 支 援)	44.8	14.3	—	—	1.0	99.0	64.3	35.7
教 育 職 (小 ・ 中 ・ 幼 稚 園)	41.6	16.3	—	0.0	3.5	96.5	49.4	50.6
計	40.3	15.9	0.0	12.9	8.5	78.6	60.4	39.6

(参 考)

現 業 職	46.4	21.5	3.2	92.5	4.3	—	82.6	17.4
企 業 職 (交 通)	44.0	20.5	—	61.6	9.0	29.4	96.2	3.8
企 業 職 (水 道)	41.2	17.6	0.4	37.1	7.3	55.3	89.0	11.0
企 業 職 (病 院)	39.0	11.5	—	0.2	49.0	50.8	30.2	69.8
全 給 料 表 計	40.6	16.1	0.2	17.9	10.4	71.4	61.5	38.5

(注) 構成比は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の合計が100%とならない場合がある。

第3表 給料表別、年齢別人員構成

年齢 給料表	行政職	消防職	医師職	教育職 (高校・特別支援)
	人	人	人	人
18以下	33	14		
19	27	17		
20	43	21		
21	52	18		
22	197	51		7
23	169	51		8
24	228	53		8
25	254	57		6
26	261	57		14
27	284	55		8
28	239	59		9
29	242	61		7
30	281	64		11
31	231	52		14
32	236	67		11
33	263	64		8
34	247	78	1	12
35	198	42	1	7
36	185	49	1	11
37	198	38		14
38	196	26		7
39	178	31		16
40	205	30		13
41	205	25		16
42	239	28	1	20
43	213	30		18
44	216	39		15
45	171	35	1	17
46	191	40		21
47	194	43	3	18
48	232	35	1	18
49	167	36		26
50	163	36	2	20
51	166	27		21
52	178	27	1	20
53	170	30		15
54	153	15	1	20
55	164	31	1	19
56	188	43		29
57	187	44	2	24
58	158	55	3	23
59	153	42	2	24
60以上			9	
計	7,955	1,716	30	575
平均年齢	39.3歳	38.1歳	54.2歳	44.8歳

(注) 構成比は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の合計が100%とならない場合がある。

教 育 職 (小・中・幼稚園)	計	
		構成比
人	人	%
	47	0.3
	44	0.3
	64	0.4
	70	0.4
99	354	2.1
172	400	2.3
184	473	2.8
197	514	3.0
198	530	3.1
198	545	3.2
188	495	2.9
174	484	2.8
190	546	3.2
167	464	2.7
170	484	2.8
170	505	3.0
179	517	3.0
153	401	2.3
168	414	2.4
178	428	2.5
185	414	2.4
205	430	2.5
170	418	2.4
192	438	2.6
177	465	2.7
148	409	2.4
117	387	2.3
115	339	2.0
153	405	2.4
176	434	2.5
155	441	2.6
151	380	2.2
148	369	2.2
179	393	2.3
189	415	2.4
244	459	2.7
212	401	2.3
199	414	2.4
215	475	2.8
236	493	2.9
244	483	2.8
216	437	2.6
	9	0.1
6,811	17,087	100.0
41.6歳	40.3歳	—

第4表 給料表別、級別、年齢別平均給料月額

その1 行政職給料表

年齢	級		1		2		3		4		5	
	区分	人員	平均給料月額									
歳	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円
18以下	33	150,000										
19	27	153,322										
20	43	161,474										
21	52	166,210										
22	197	180,632										
23	169	185,069										
24	228	190,810										
25	254	196,603										
26	261	202,485										
27	283	208,196										
28	239	213,685										
29	242	219,407										
30	141	221,489	140	231,787								
31	46	225,383	184	236,003			1	290,800				
32	11	224,491	224	240,326			1	265,000				
33	6	225,150	254	248,028			3	274,267				
34			234	255,235			13	285,292				
35	2	229,500	178	262,620			18	296,578				
36			153	270,065			30	300,503	2	312,500		
37			114	273,588	39	299,956	42	306,881	3	320,733		
38			80	277,273	70	303,969	38	315,229	8	333,300		
39			31	281,239	91	309,353	46	324,820	10	340,600		
40			17	283,412	107	314,752	50	334,532	31	350,513		
41			16	282,225	102	320,454	53	340,696	33	358,048		
42			11	287,836	123	324,833	59	345,441	46	364,511		
43			5	289,260	110	327,466	40	355,013	58	373,981		
44			7	297,871	100	333,175	45	358,016	62	379,902		
45			2	290,900	76	336,095	24	368,267	65	383,894		
46			4	302,900	85	339,427	22	376,073	68	389,560		
47			3	308,333	37	338,570	59	372,549	72	393,493		
48			6	303,533	23	341,426	98	371,235	67	396,290		
49			2	314,100	13	339,585	76	374,387	50	397,966		
50			1	289,000	6	340,783	78	375,917	44	400,586		
51					3	332,433	95	379,536	41	402,744		
52			2	309,000	1	333,000	74	381,374	55	402,409		
53					3	331,167	74	383,809	45	403,460		
54							50	386,712	54	404,502		
55							63	388,633	39	408,664		
56							66	388,994	42	405,855		
57							54	388,531	60	407,225		
58							62	390,747	35	408,017		
59							58	391,267	40	411,395		
60以上												
計	2,234	199,996	1,668	254,612	989	323,906	1,392	364,977	1,030	391,263		
平均年齢	26.2歳		34.6歳		42.8歳		48.8歳		49.5歳			

(注) 平均給料月額には、切替に伴う経過措置額を含む(以下、本表において同じ。)

6		7		8		9		10		全 級 計	
人員	平 均 給料月額	人員	平 均 給料月額	人員	平 均 給料月額						
人	円	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円
										33	150,000
										27	153,322
										43	161,474
										52	166,210
										197	180,632
										169	185,069
										228	190,810
										254	196,603
1	287,700									261	202,485
										284	208,476
										239	213,685
										242	219,407
										281	226,620
										231	234,126
										236	239,693
										263	247,806
										247	256,817
										198	265,373
										185	275,459
										198	286,558
										196	296,453
										178	310,209
										205	322,385
						1	468,700			205	329,479
										239	335,854
2	407,700									213	344,408
4	407,200									216	351,308
12	411,475									171	359,914
23	414,661									191	365,258
38	416,534									194	377,841
23	419,100	2	449,600	1	476,600					232	381,184
30	421,300	3	448,533	1	473,800					167	385,686
18	421,022	3	450,533	6	474,450					163	391,039
24	424,900	11	451,573	11	483,755					166	393,629
31	425,645	11	451,673	5	481,000	1	518,400			178	403,322
17	428,288	12	456,267	17	486,259	3	522,667			170	403,752
31	426,871	9	457,944	18	487,633	4	523,500			153	416,792
25	425,488	27	455,852	22	483,495	6	526,367			164	418,584
26	424,065	20	453,390	21	484,262	6	524,500			188	422,659
23	425,913	11	454,064	21	482,524	6	519,950			187	421,520
16	424,981	17	452,153	12	485,992	10	522,160			158	421,204
										153	422,805
344	421,677	126	453,856	135	483,989	37	521,503	0	—	7,955	300,409
52.7歳		55.9歳		56.0歳		57.0歳		—		39.3歳	

その2 消防職給料表

年齢	1		2		3		4		5	
	人員	平均給料月額								
18 以下	14	157,100								
19	17	161,224								
20	21	166,995								
21	18	174,778								
22	51	185,598								
23	51	190,473								
24	53	195,698								
25	57	200,779								
26	57	207,821								
27	55	214,425								
28	59	219,508								
29	33	224,082	28	233,346						
30	6	225,550	58	237,529						
31	2	227,250	50	243,104						
32			67	249,281						
33			64	257,741						
34			78	265,679						
35			42	274,852						
36			31	276,416	18	301,522				
37			3	273,067	32	303,369	3	320,367		
38			4	282,200	19	311,479	3	330,700		
39					24	316,742	6	326,517	1	348,700
40					28	324,471	2	338,100		
41			1	310,500	18	327,117	6	346,483		
42					24	332,646	3	359,867	1	376,200
43					22	335,250	7	359,671	1	380,400
44					28	339,561	4	365,650	7	385,814
45					27	342,796	5	370,680	3	388,900
46					24	345,938	9	371,244	6	394,067
47					2	343,800	33	369,476	6	396,217
48							28	372,518	7	398,100
49							23	376,426	11	398,682
50					1	350,900	25	378,676	6	399,900
51							17	382,500	8	399,513
52							16	384,538	8	400,475
53							17	386,459	7	403,657
54							6	389,683	3	405,100
55							21	391,157	8	406,525
56							22	391,359	14	405,457
57							25	391,168	8	404,913
58							29	393,528	12	407,475
59							24	393,504	10	408,870
60 以上										
計	494	199,153	426	255,298	267	326,186	334	379,319	127	400,576
平均年齢	25.2歳		33.1歳		41.7歳		51.8歳		52.6歳	

6		7		8		9		10		全 級 計	
人員	平 均 給料月額	人員	平 均 給料月額	人員	平 均 給料月額						
人	円	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円
										14	157,100
										17	161,224
										21	166,995
										18	174,778
										51	185,598
										51	190,473
										53	195,698
										57	200,779
										57	207,821
										55	214,425
										59	219,508
										61	228,334
										64	236,406
										52	242,494
										67	249,281
										64	257,741
										78	265,679
										42	274,852
										49	285,639
										38	302,318
										26	309,192
										31	319,665
										30	325,380
										25	331,100
										28	337,118
										30	342,453
										39	350,538
										35	350,731
1	414,400									40	360,563
2	414,050									43	374,086
										35	377,634
2	418,300									36	385,553
4	421,575									36	386,208
		1	448,300	1	481,900					27	393,659
2	423,500			1	476,600					27	395,556
3	423,100	1	454,100	2	483,300					30	402,847
4	425,200	1	455,500	1	475,200					15	412,327
1	426,900			1	484,900					31	399,300
3	430,300	1	454,100	3	486,933					43	406,793
5	423,540	5	452,520			1	518,400			44	407,209
6	425,283	4	450,075	4	479,725					55	410,416
3	428,833	3	456,333	2	478,000					42	408,198
36	423,783	16	452,744	15	481,393	1	518,400	0	—	1,716	292,561
54.6歳		57.3歳		56.2歳		57.3歳		—		38.1歳	

その3 医師職給料表

年齢	級	1		2		3	
	区分	人員	平均給料月額	人員	平均給料月額	人員	平均給料月額
歳		人	円	人	円	人	円
18 以下							
19							
20							
21							
22							
23							
24							
25							
26							
27							
28							
29							
30							
31							
32							
33							
34				1	403,800		
35				1	403,800		
36				1	403,800		
37							
38							
39							
40							
41						1	465,800
42							
43							
44							
45				1	422,800		
46							
47						3	497,000
48						1	474,600
49							
50						2	495,100
51							
52							
53							
54						1	539,400
55						1	532,400
56							
57						2	541,100
58						1	541,100
59						1	541,100
60 以上						3	541,100
計		0	—	4	408,550	16	517,569
平均年齢		—		37.9歳		54.2歳	

4		全 級 計	
人員	平 均 給料月額	人員	平 均 給料月額
人	円	人	円
		1	403,800
		1	403,800
		1	403,800
		1	465,800
		1	422,800
		3	497,000
		1	474,600
		2	495,100
1	564,600	1	564,600
		1	539,400
		1	532,400
2	582,850	2	541,100
1	579,700	3	568,933
6	576,133	2	560,400
		9	564,455
10	576,680	30	522,737
60.7歳		54.2歳	

その4 教育職給料表（高校・特別支援）

年齢	級 区分 歳	1		2		特2	
		人員	平均 給料月額	人員	平均 給料月額	人員	平均 給料月額
		人	円	人	円	人	円
18以下							
19							
20							
21							
22				7	213,471		
23				8	218,909		
24				8	225,303		
25				6	234,695		
26				14	244,424		
27				8	256,676		
28				9	272,121		
29				7	281,754		
30				11	290,502		
31				14	298,663		
32				11	310,770		
33				8	316,452		
34				12	332,179		
35				7	341,479		
36				11	349,999		
37				14	360,038		
38				7	361,046		
39				16	374,281		
40				13	379,802		
41				16	390,511		
42				20	393,383		
43				18	398,116		
44				15	402,016		
45				17	412,944		
46				21	413,902		
47				18	418,666		
48				16	423,189	2	431,236
49				20	424,815	1	442,000
50				20	430,082		
51				18	431,256		
52				17	430,820		
53				14	431,100		
54				17	435,436		
55				16	432,105		
56				26	432,685		
57				20	432,483		
58				20	434,123		
59				21	435,100		
60以上							
計		0	—	541	380,751	3	434,824
平均年齢		—		44.2歳		48.9歳	

(注) 平均給料月額には、教職調整額及び給料の調整額を含む。

3		4		全 級 計	
人員	平 均 給料月額	人員	平 均 給料月額	人員	平 均 給料月額
人	円	人	円	人	円
				7	213,471
				8	218,909
				8	225,303
				6	234,695
				14	244,424
				8	256,676
				9	272,121
				7	281,754
				11	290,502
				14	298,663
				11	310,770
				8	316,452
				12	332,179
				7	341,479
				11	349,999
				14	360,038
				7	361,046
				16	374,281
				13	379,802
				16	390,511
				20	393,383
				18	398,116
				15	402,016
				17	412,944
				21	413,902
				18	418,666
				18	424,083
5	448,080			26	429,950
				20	430,082
3	457,833			21	435,052
3	449,667			20	433,647
		1	473,300	15	433,914
1	472,300	2	472,700	20	441,006
1	470,200	2	485,750	19	439,757
2	458,750	1	472,700	29	435,862
2	457,000	2	471,650	24	437,790
1	461,700	2	473,850	23	438,777
		3	475,533	24	440,154
18	455,478	13	475,423	575	385,513
53.1歳		56.9歳		44.8歳	

その5 教育職給料表（小・中・幼稚園）

年齢	級	1		2		特2	
	区分	人員	平均給料月額	人員	平均給料月額	人員	平均給料月額
歳		人	円	人	円	人	円
18以下							
19							
20							
21							
22				99	213,279		
23				172	217,937		
24				184	226,349		
25				197	234,913		
26				198	244,367		
27				198	256,032		
28				188	269,497		
29				174	280,317		
30				190	291,250		
31				167	300,484		
32				170	308,164		
33				170	318,371		
34				179	327,602		
35				153	336,482		
36				168	343,998		
37				178	353,329		
38				185	361,673		
39				205	367,883		
40				170	375,968		
41				192	382,157		
42				177	385,262		
43				148	389,601		
44				114	394,151	3	408,200
45				113	399,429	2	413,296
46				140	403,290	8	416,715
47				151	406,961	12	418,721
48				129	410,523	4	420,576
49				116	413,967	6	421,564
50				109	414,826	8	423,202
51				137	416,575	8	423,436
52				138	417,725	5	425,173
53				171	419,353	7	425,865
54				155	420,134	6	425,221
55				149	420,696	2	428,428
56				155	420,671	2	426,400
57				176	421,039		
58				175	421,171		
59				149	421,502		
60以上							
計		0	—	6,139	348,195	73	421,401
平均年齢		—		40.3歳		50.2歳	

(注) 平均給料月額には、教職調整額及び給料の調整額を含む。

3		4		全 級 計	
人員	平 均 給料月額	人員	平 均 給料月額	人員	平 均 給料月額
人	円	人	円	人	円
				99	213,279
				172	217,937
				184	226,349
				197	234,913
				198	244,367
				198	256,032
				188	269,497
				174	280,317
				190	291,250
				167	300,484
				170	308,164
				170	318,371
				179	327,602
				153	336,482
				168	343,998
				178	353,329
				185	361,673
				205	367,883
				170	375,968
				192	382,157
				177	385,262
				148	389,601
				117	394,512
				115	399,671
5	420,300			153	404,547
13	423,085			176	408,954
22	425,032			155	412,842
29	426,114			151	416,601
31	427,052			148	417,840
30	427,627	4	437,975	179	419,212
39	428,733	7	437,057	189	420,910
47	429,196	19	439,279	244	422,988
24	430,042	27	441,770	212	424,155
19	429,337	29	445,728	199	425,247
20	429,600	38	443,379	215	425,568
10	428,600	50	442,496	236	425,905
7	428,429	62	441,690	244	426,593
5	429,600	62	443,011	216	427,863
301	427,818	298	442,403	6,811	356,620
52.5歳		57.1歳		41.6歳	

第5表 給料表別、級別、号俸別人員分布

その1 行政職給料表

級 号俸	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
1	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
2						1				
3										
4										
5										
6									1	
7				1						
8										
9				1						
10										
11	35									
12	3									
13				1						
14	22			1						
15	1									
16	2									
17	1			4						
18	29			1						
19	3	20								
20	3	11		1						
21	19	173		14	1					
22	26	55		3	1			1	2	
23	3	25		1						
24	14	15		2					1	
25	1	166		21	1				1	
26	32	45		6						
27	2	43		3					3	
28	16	18		4	1			1	3	
29		144		34	4					7
30	27	40		6	1				2	
31	173	27		5					5	
32	27	19		5	1				2	
33	2	68		26	5					
34	167	19		12	2				1	
35	14	31		8	8			1	1	
36	20	20		1	3			1	1	
37	27	140		8	2			1	1	
38	158	22		12	2			8	1	
39	24	40	13	10	1			3	2	
40	28	19	12	10	3			4	2	
41	37	84	63	13	20			4		
42	199	32	13	7	5			6		
43	13	18	20	10	5			12		
44	18	13	5	4	2			9	1	

級 号俸	1	2	3	4	5
45	29	97	31	34	21
46	235	25	18	7	5
47	33	28	34	8	2
48	11	15	19	9	3
49	25	82	19	27	38
50	205	32	15	9	8
51	26	10	29	14	5
52	18	4	17	6	1
53	19	11	37	17	25
54	169	6	20	7	31
55	47	5	21	8	7
56	18	5	22	6	3
57	146	4	43	20	13
58	65	2	19	9	23
59	15	5	19	5	5
60	7	1	19	4	1
61	7	9	34	6	8
62	9	3	14	3	13
63	1	2	15	3	30
64	3	1	7	11	5
65			35	33	4
66		1	20	26	7
67		1	10	24	4
68		1	14	5	20
69			28	22	14
70		1	28	27	11
71		1	7	35	10
72			8	19	13
73		2	23	25	29
74		1	18	17	16
75			22	17	9
76		1	8	19	17
77			12	12	29
78			10	14	28
79		3	16	22	10
80			24	20	17
81			23	12	13
82			9	10	24
83			17	24	13
84			7	15	13
85			35	13	13
86			3	24	25
87		1	4	41	15
88			5	25	17

6	7	8	9	10
人	人	人	人	人
		6		
		7		
		3		
	1	8		
	2	3		
	4	9		
	5	4		
1	2	1		
1	2	1		
	11	6		
1	4	4		
2	6	4		
	9	5		
3	8	3		
	7	2		
4	4	2		
3	4	2		
5	5	2		
10	8	1		
4	5	2		
12	2	1		
7	8	1		
7	2	1		
9	1	2		
19	6			
13	4	2		
10				
13	4	1		
12	1	1		
7	2			
12	4			
14	1			
9	2			
6				
10				
10				
12				
11				
8				
13	1			
16	1			
10				
9				
11				

級 号俸	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
89	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
90			20	14	18	8				
91			1	23	26	8				
92			2	20	25	6				
93				9	15	3				
94				6	15	4				
95				28	32	2				
96				21	18	5				
97				7	11	1				
98			2	14	15	4				
99				35	8	3				
100				18	14	1				
101				14	8	2				
102				27	6					
103				58	8					
104				30	9					
105				25	8					
106				14	5	1				
107				17	6					
108				17	5					
109				13	13					
110		1		7	5	1				
111				1	3					
112					4					
113					4					
114					5					
115				1	5					
116					4					
117					3					
118					12					
119				4	4					
120					4					
121				2	6					
122					20					
123										
124				2						
125					16					
計	2,234	1,668	989	1,392	1,030	344	126	135	37	0
構成比	28.1%	21.0%	12.4%	17.5%	12.9%	4.3%	1.6%	1.7%	0.5%	—
適用職員数	7,955人									

(注) 1 各級内の太実線は、当該級の最高号俸の位置を示し、該当人員0の号俸は空欄とした（以下、本表において同じ。）。

2 構成比は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の合計が100%とならない場合がある（以下、本表において同じ。）。

その2 消防職給料表

級 号俸	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
1	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
2										
3										
4										
5										
6										
7										
8										
9										
10										
11										
12										
13										
14										
15	14									
16	1									
17	1									
18	19									
19	3	10								
20	1	3								
21		34								
22	11	5								
23	1	16								
24	1	1								
25	12	44								
26	10	10								
27	3	3							1	
28	10	5								
29		39								
30	12	11								
31	1	13								
32	7	5								
33	1	35		1						
34	19	10		1						
35	31	16								
36	7	10						1		
37	3	13		4						
38	42	5								
39	9	14	5	2	1			2		
40	16	2	3					1		
41	15	19	30	1				3		
42	17	6	4							
43	4	13	2	4				1		
44	15	2	2							

級 号俸	1	2	3	4	5
45	人	人	人	人	人
46	15	36	15	3	
47	18	4	2		
48	4	3	3		
49	17	1			
50	19	32	2		
51	21	5	10		
52	12		11	1	
53	1		4	1	
54	18		4		
55	23		2	1	
56	14		4	1	1
57	4		4	1	
58	4		5	3	
59	25		8	1	3
60	11		8	4	2
61			3	1	
62	1		6	2	
63				1	
64	1			1	
65			8	2	1
66				8	1
67				16	
68			1	5	2
69			2	8	
70			9	9	
71		1	2	9	
72			2	6	2
73			2	5	3
74			18	2	2
75			1	5	2
76			1	11	1
77				1	4
78			7	4	2
79			1	1	6
80			6	6	6
81			2	10	1
82			4	4	2
83			3	1	2
84			2	7	5
85			8	1	1
86			16	7	2
87				2	7
88			4	2	3
			1	6	1

6	7	8	9	10
人	人	人	人	人
		1		
		1		
	1			
	2	1		
		1		
	2			
	2			
	1			
	3			
	2			
1	1			
2				
	1			
1	1			
1				
4				
3				
	2			
1				
2				
1				
1				
1				
2				
4				
2				
1				

級 号俸	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
89	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
			7	7	2	2				
90				3	1	1				
91				7	8					
92			1	7	11					
93				1	3	1				
94			12	5	5	2				
95				6	13					
96			1							
97				2	3					
98				2	1					
99			1	3	3					
100										
101				4		1				
102				14	3					
103				21						
104				26	1					
105				6	1					
106				1	1					
107				39	3					
108				4						
109				1	1					
110				3						
111					2					
112										
113										
114										
115										
116										
117										
118										
119										
120										
121					2					
122										
123										
124										
125										
計	494	426	267	334	127	36	16	15	1	0
構成比	28.8%	24.8%	15.6%	19.5%	7.4%	2.1%	0.9%	0.9%	0.1%	—
適用職員数	1,716人									

その3 医師職給料表

級 号俸	1	2	3	4
	人	人	人	人
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23			1	
24				
25		3		
26				
27				
28				
29			1	
30				
31				
32				
33			1	
34		1		
35				
36				
37				
38			1	
39			1	
40				
41				
42				
43				
44				
45				
46				1
47				
48				

級 号俸	1	2
	人	人
49		
50		
51		
52		
53		
54		
55		
56		
57		
58		
59		
60		
61		
62		
63		
64		
65		
66		
67		
68		
69		
70		
71		
72		
73		
74		
75		
76		
77		
78		
79		
80		
81		
82		
83		
84		
85		
86		
87		
88		
89		
90		
91		
92		
93		
94		
95		
96		
97		
計	0	4
構成比	—	13.3%
適用職員数 30人		

3	4
人	人
	1
	1
1	
	1
	1 1
1	
	2
1	2
1	
7	
16	10
53.3%	33.3%

その4 教育職給料表（高校・特別支援）

級 号俸	1	2	特2	3	4
1	人	人	人	人	人
2		10			
3					
4		5			
5					
6		1			
7					
8		5			
9		2			
10		1			
11					
12		1			
13		2			
14		4			
15					
16		8			
17		1			
18		4			
19					
20		2			
21		1			
22		1			
23		1			
24		4			
25		2			
26		3			
27					
28		3			1
29					2
30		3			1
31					
32		6			
33		1			2
34		3			1
35		1			1
36		5			1
37		1			2
38		3			
39		3			2
40		2			
41					
42		7			
43		1			
44		5			
45		2			
46					
47		1			
48		5			
49					
50		5			
51		2			
52		3			

級 号俸	1	2
53	人	人
54		2
55		2
56		1
57		4
58		
59		8
60		1
61		4
62		3
63		1
64		1
65		4
66		1
67		5
68		3
69		6
70		1
71		2
72		1
73		6
74		2
75		
76		6
77		2
78		6
79		7
80		6
81		3
82		6
83		4
84		6
85		
86		3
87		1
88		5
89		3
90		6
91		2
92		11
93		
94		2
95		1
96		5
97		2
98		5
99		5
100		8
101		
102		4
103		1
104		4

特2	3	4	級 号俸	1	2	特2	3	4
人	人	人		人	人	人	人	人
			105		2			
			106		1			
			107		6			
			108		3			
			109		2			
		1	110		6			
			111		1			
			112		4			
		1	113		4			
		1	114		3			
		1	115					
			116		8			
		2	117		3			
		3	118		8			
			119		3			
		1	120		4			
			121		1			
			122		10			
		1	123		2			
		1	124		8			
		1	125		2			
		2	126		5			
			127		1			
		1	128		5			
			129		6			
			130		2			
1			131		11			
		1	132		7			
			133		5			
			134		5			
1		1	135		10			
		1	136		5			
			137		6			
			138		9			
			139		7			
			140		14			
			141		6			
1			142		6			
			143		11			
			144		5			
			145		40			
			146					
			147					
			148					
			149					
			150					
			151					
			152					
			153					
			計	0	541	3	18	13
			構成比	—	94.1%	0.5%	3.1%	2.3%
適用職員数				575人				

その5 教育職給料表（小・中・幼稚園）

級 号俸	1	2	特2	3	4
1	人	人	人	人	人
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10		1			
11					
12					
13		127			
14					
15		1			
16		133			
17		13			
18		22			
19		3			
20		130			
21		2			3
22		45			16
23		6			39
24		101			35
25		16			20
26		56			17
27		9			28
28		102			14
29		8			9
30		80			13
31		8			22
32		88			8
33		5			10
34		66			17
35		10			9
36		66			9
37		13			6
38		66			5
39		16			2
40		58			3
41		13			4
42		70			2
43		10			4
44		68			1

級 号俸	1	2	特2	3	4
45	人	13	人	人	人
46		62			
47		14			1
48		69			1
49		21			
50		63			
51		10			
52		69			
53		19			
54		73			
55		26			
56		68			
57		28			
58		52			
59		23			
60		63			
61		29			
62		62			
63		17			
64		52			
65		32			
66		64			1
67		20			1
68		61			1
69		14	1		2
70		51	1		1
71		19	1		
72		70			3
73		22			2
74		50	2		3
75		29	1		1
76		68	1		9
77		33			5
78		54	3		9
79		24	1		6
80		72			8
81		28	6		8
82		65	3		14
83		29	5		13
84		52	3		45
85		28	4		4
86		55	6		17
87		22	6		13
88		61	3		24

級 号俸	1	2	特2	3	4
	人	人	人	人	人
89		21	6	5	
90		50	7	8	
91		20		17	
92		57	3	18	
93		31	2	8	
94		52	4	8	
95		27		10	
96		55	3	13	
97		37		4	
98		62		4	
99		30		7	
100		68		2	
101		19		4	
102		45		2	
103		29	1	1	
104		39			
105		19			
106		29			
107		25			
108		29			
109		25			
110		22			
111		12			
112		26			
113		23			
114		21			
115		22			
116		34			
117		17			
118		32			
119		17			
120		45			
121		23			
122		41			
123		16			
124		34			
125		12			
126		43			
127		16			
128		32			
129		20			
130		45			
131		22			
132		40			

級 号俸	1	2	特2	3	4
	人	人	人	人	人
133		14			
134		46			
135		26			
136		49			
137		32			
138		41			
139		34			
140		45			
141		42			
142		41			
143		52			
144		50			
145		65			
146		56			
147		77			
148		65			
149		70			
150		57			
151		78			
152		62			
153		60			
154		74			
155		51			
156		67			
157		233			
計	0	6,139	73	301	298
構成比	—	90.1%	1.1%	4.4%	4.4%
適用職員数 6,811人					

第6表 扶養手当の支給状況

区分 給料表	職員数	受給 職員数	全職員		受給職員	
			平均 手当月額	平均扶養 親族数	平均 手当月額	平均扶養 親族数
行政職	7,955 人	3,074 人 (38.6)	8,032 円	0.7 人	20,784 円	1.9 人
消防職	1,716	1,037 (60.4)	13,044	1.2	21,585	2.1
医師職	30	11 (36.7)	7,433	0.8	20,273	2.1
教育職 (高校・特別支援)	575	289 (50.3)	11,579	1.0	23,038	2.0
教育職 (小・中・幼稚園)	6,811	2,490 (36.6)	7,807	0.7	21,356	1.9
計	17,087	6,901 (40.4)	8,564	0.8	21,204	1.9

(注) 1 表中の()内の数字は、職員数に対する割合(単位：%)を示す。

2 扶養親族とは、扶養手当の支給対象となっているものをいう。

3 学齢加算とは、扶養親族に満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子がいる場合に、当該

4 学齢加算欄は、上記3の要件に該当する扶養親族の人数であり、子の人数の内数である。

職員の扶養親族数

子	子以外			小計	合計
	学齢加算	配偶者	父母等		
手当月額 11,000円	1人当たり 6,000円	手当月額 7,000円	手当月額 7,000円		
人	人	人	人	人	人
4,122	981	1,595	214	1,809	5,931
1,436	272	670	38	708	2,144
11	3	10	2	12	23
414	143	162	16	178	592
3,533	1,031	1,003	158	1,161	4,694
9,516	2,430	3,440	428	3,868	13,384

子1人につき6,000円が加算されるものである。

第7表 地域手当の支給状況

区分 給料表	職 員 数					平 均 手当月額 円
	人	20%	16%	3%	その他	
行 政 職	7,955	24	0	7,930	1	9,673
消 防 職	1,716	2	0	1,714	0	9,352
医 師 職	30	0	30	0	0	103,598
教 育 職 (高 校 ・ 特 別 支 援)	575	0	0	575	0	12,024
教 育 職 (小 ・ 中 ・ 幼 稚 園)	6,811	0	0	6,811	0	11,108
計	17,087	26	30	17,030	1	10,457

(注) 区分欄の20%、16%及び3%は、給料(教育職においては、教職調整額及び給料の調整額を含む。)、扶養手当及び管理職手当の合計額に対する支給割合で、東京都特別区勤務の職員には20%、医師職給料表適用職員には16%、それ以外の職員には3%が支給される(その他区分欄の行政職の職員1名は10%が支給されている。)

第8表 住居手当の支給

区分 給料表	職 員 数 人
行 政 職	7,955
消 防 職	1,716
医 師 職	30
教 育 職 (高 校 ・ 特 別 支 援)	575
教 育 職 (小 ・ 中 ・ 幼 稚 園)	6,811
計	17,087

(注) 1 表中の()内の入しているため、内
2 留守家族とは、単
分であり、職員が自

状況

受給職員数	平均手当月額		借家・借間居住者				留守家族	
	全職員	受給職員	手当月額 27,000円 未満 の職員	手当月額 27,000円 (限度額) の職員	小計	平均 手月 当額	人員	平均 手月 当額
人	円	円	人	人	人	円	人	円
2,757 (34.7)	9,096	26,247	705	2,051	2,756 (34.6)	26,251	1 (0.0)	13,500
526 (30.7)	8,067	26,319	130	396	526 (30.7)	26,319	0 (—)	—
4 (13.3)	3,600	27,000	0	4	4 (13.3)	27,000	0 (—)	—
145 (25.2)	6,510	25,817	46	99	145 (25.2)	25,817	0 (—)	—
1,876 (27.5)	7,212	26,184	527	1,349	1,876 (27.5)	26,184	0 (—)	—
5,308 (31.1)	8,145	26,220	1,408	3,899	5,307 (31.1)	26,223	1 (0.0)	13,500

数字は、職員数に対する割合（単位：％）を示す。なお、小数点以下第2位を四捨五入の合計が受給職員数の割合と一致しない場合がある。
 身赴任手当が支給される職員で、配偶者等が居住する住宅を借り受けている職員の区
 ら居住する場合の手当月額の2分の1に相当する額が支給される。

第9表 管理職手当の支給状況

区分 給料表	職員数	受給職員数	平均手当月額		局長	部長
			全職員	受給職員		
行政職	7,955 人	657 人 (8.3)	7,844 円	94,975 円	37 人 (0.5)	135 人 (1.7)
消防職	1,716	68 (4.0)	3,747	94,568	1 (0.1)	15 (0.9)
医師職	30	30 (100.0)	117,317	117,317	1 (3.3)	23 (76.7)
教育職 (高校・特別支援)	575	31 (5.4)	3,715	68,903	—	—
教育職 (小・中・幼稚園)	6,811	599 (8.8)	5,866	66,698	—	—
計	17,087	1,385 (8.1)	6,697	82,626	39 (0.2)	173 (1.0)

(注) 表中の()内の数字は、職員数に対する割合(単位:%)を示す。なお、小数点以下第2位を四

課長	係長	校長	副校長	教頭	園長
人 470 (5.9)	人 15 (0.2)	人 —	人 —	人 —	人 —
52 (3.0)	—	—	—	—	—
6 (20.0)	—	—	—	—	—
—	—	13 (2.3)	5 (0.9)	13 (2.3)	—
—	—	290 (4.3)	—	300 (4.4)	9 (0.1)
528 (3.1)	15 (0.1)	303 (1.8)	5 (0.0)	313 (1.8)	9 (0.1)

捨五入しているため、内訳の合計が受給職員数の割合と一致しない場合がある。

第10表 再任用職員の給料表別、級別人員

その1 フルタイム勤務職員

級 給料表	全級計	1	2	特2	3	4	5	6	7	8	9	10
		人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
行政職	337				243	70		23		1		
消防職	109				100	9						
教育職 (高校・特別支援)	82		82									
教育職 (小・中・幼稚園)	284		281			3						
計	812											
60歳	271											
61歳	202											
62歳	153											
63歳	101											
64歳	85											

(注) 1 該当人員のいる給料表についてのみ掲載した(下表において同じ。)

2 該当人員0の級は空欄とした(下表において同じ。)

その2 短時間勤務職員

級 給料表	全級計	1	2	特2	3	4	5	6	7	8	9	10
		人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
行政職	1				1							
教育職 (高校・特別支援)	10		10									
教育職 (小・中・幼稚園)	310		310									
計	321											
60歳	46											
61歳	50											
62歳	65											
63歳	81											
64歳	79											

2 民間給与関係資料

令和3年職種別民間給与実態調査の概要

本年実施した職種別民間給与実態調査の概要は、次のとおりである。

1 調査の目的と時期

この調査は、国家公務員及び地方公務員の給与改定について、定期的に検討を行う際の基礎資料を得るため、令和3年4月現在における札幌市内の民間事業所の給与等の実態を調査したものである。

2 調査機関

札幌市人事委員会、人事院、北海道人事委員会等

3 調査期間

令和3年4月26日から同年6月22日までの間

4 調査の範囲

(1) 調査対象事業所

令和3年4月分の最終給与締切日現在において、企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の市内の民間事業所681事業所

なお、新型コロナウイルス感染症に対処する厳しい医療現場の環境に鑑み、病院は調査対象から除外した。

(2) 調査対象職種

54職種。うち初任給関係職種は12職種であり、本市における狭義の行政職に相当する職種（事務・技術関係職種）は16職種である。

5 調査対象の抽出

(1) 標本事業所の抽出

上記4の(1)に記載した事業所を統計上の理論に従い、組織、規模及び産業によって17層に層化し、これらの層から164事業所を無作為に抽出し調査を行った。

(2) 従業員の抽出

調査事業所において初任給関係職種以外の調査職種に該当する従業員が多数にのぼるときは、抽出した従業員について調査を行った。なお、臨時の従業員及び役員は全て除外した。

(3) 調査実人員等

調査実人員は、7,476人（うち初任給関係は326人）であり、調査職種該当者（母集団）の推定数は、32,970人である。

なお、調査職種該当者（母集団）の推定数のうち、本市における狭義の行政職に相当する職種（事務・技術関係職種）については、31,968人である。

6 集計

総計及び平均の算出に際しては、母集団に復元して行った。なお、割合については、小数点以下第2位を四捨五入している。

第11表 産業別、企業規模別事業所数

産 業	調査対象 事業所	左 の うち 調 査 実 施 事 業 所					
		全 規 模	3,000人以上	1,000人以上 3,000人未満	500人以上 1,000人未満	100人以上 500人未満	50人以上 100人未満
全 産 業	673	140	24	44	18	22	32
農 業 ・ 林 業 ・ 漁 業	0	0	0	0	0	0	0
鉱 業 ・ 採 石 業 ・ 砂 利 採 取 業 ・ 建 設 業	80	18	2	7	2	4	3
製 造 業	68	18	5	5	0	2	6
電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業 ・ 情 報 通 信 業 ・ 運 輸 業 ・ 郵 便 業	167	31	6	14	2	2	7
卸 売 業 ・ 小 売 業	105	27	4	9	5	5	4
金 融 業 ・ 保 険 業 ・ 不 動 産 業 ・ 物 品 賃 貸 業	60	13	0	0	2	3	8
教 育 ・ 学 習 支 援 業 ・ 医 療 ・ 福 祉 ・ サ ー ビ ス 業	193	33	7	9	7	6	4

- (注) 1 上記調査対象事業所のほか、企業規模、事業所規模が調査対象となる規模を下回っていた等のため調査対象外であることが判明した事業所が8所あった。
 2 上記調査実施事業所のほか、企業規模、事業所規模が調査対象となる規模を下回っていたため調査対象外であることが判明した事業所が5所、調査不能の事業所が19所あった。
 3 「サービス業」に含まれる産業は、日本標準産業大分類の「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「複合サービス事業」及び「サービス業（他に分類されないもの）」（宗教及び外国公務に分類されるものを除く。）である。

第12表 職種別、学歴別、企業規模別初任給

職 種	学 歴	企 業 規 模			
		全 規 模	500人以上	100人以上 500人未満	50人以上 100人未満
新 卒 事 務 員 ・ 技 術 者	大 学 卒	円 198,700	円 196,375	円 200,120	円 201,350
	短 大 卒	180,464	183,417	※ 179,728	※ 175,388
	高 校 卒	170,271	※ 178,198	168,420	※ 166,575
新 卒 事 務 員	大 学 卒	197,183	194,346	204,122	195,869
	短 大 卒	183,704	184,200	※ 181,454	*
	高 校 卒	※ 165,500	—	*	※ 163,250
新 卒 技 術 者	大 学 卒	201,212	※ 213,821	197,303	205,460
	短 大 卒	176,577	※ 181,069	※ 177,570	※ 173,443
	高 校 卒	170,748	※ 178,198	168,345	※ 169,900

- (注) 1 金額は、春季給与改定前の事業所の初任給を含めて集計したものである。
 2 金額は、きまって支給する給与から時間外手当、家族手当、通勤手当等特定の者に支給される給与を除き、職員の地域手当に相当する額を含むものであり、採用のある事業所について平均したものである。
 3 *印は、調査事業所が1事業所の場合である。
 4 ※印は、調査実人員が10人以下であることを示す。

第13表 企業規模別、職種別、学歴別給与月額等

その1 企業規模計

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令和3年4月分平均支給額			職 種 の 資 格 要 件	対 応 級
			きまって		(A-B)		
			支給する	うち時間外			
		円	円	円			
事 務 系	支 店 長	16	53.9	785,204	4,894	780,310	構成員50人以上の支店(社)の長 (取締役兼任者を除く。)
	大 学 卒	12	54.0	838,983	0	838,983	
	短 大 卒	*	*	*	*	*	
	高 校 卒	3	57.5	711,358	66	711,292	
	中 学 卒	0	-	-	-	-	
	工 場 長	4	53.5	790,029	1,538	788,491	構成員50人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く。)
	大 学 卒	3	57.2	968,212	0	968,212	
	短 大 卒	0	-	-	-	-	
	高 校 卒	*	*	*	*	*	
	中 学 卒	0	-	-	-	-	
	事 務 部 長	237	52.9	624,444	977	623,467	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる 部の長及び部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)
	大 学 卒	182	53.0	648,056	1,190	646,866	
短 大 卒	19	52.0	552,836	416	552,420		
高 校 卒	36	52.8	541,369	184	541,185		
中 学 卒	0	-	-	-	-		
技 術 系	技 術 部 長	153	52.8	602,934	2,595	600,339	同 上
	大 学 卒	106	52.4	617,005	2,734	614,271	
	短 大 卒	29	52.6	578,967	2,692	576,275	
	高 校 卒	18	55.6	554,413	1,561	552,852	
	中 学 卒	0	-	-	-	-	
関 係 職 種	事 務 部 次 長	113	50.3	548,678	8,804	539,874	上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる 部の次長及び部次長級専門職 中間職(部長-課長間)
	大 学 卒	75	50.2	585,752	7,383	578,369	
	短 大 卒	18	50.9	476,857	2,000	474,857	
	高 校 卒	20	49.9	478,171	20,360	457,811	
	中 学 卒	0	-	-	-	-	
	技 術 部 次 長	87	50.8	535,919	6,305	529,614	同 上
	大 学 卒	57	50.0	547,547	7,252	540,295	
	短 大 卒	19	51.0	515,555	6,721	508,834	
	高 校 卒	11	54.9	509,196	87	509,109	
	中 学 卒	0	-	-	-	-	
種	事 務 課 長	530	49.1	536,495	14,246	522,249	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる 課の長及び課長級専門職
	大 学 卒	392	48.6	562,625	13,527	549,098	
	短 大 卒	65	49.0	446,589	13,637	432,952	
	高 校 卒	73	51.3	476,821	18,697	458,124	
	中 学 卒	0	-	-	-	-	
種	技 術 課 長	421	48.8	554,472	21,452	533,020	同 上
	大 学 卒	304	48.7	569,227	21,823	547,404	
	短 大 卒	67	47.8	504,467	21,469	482,998	
	高 校 卒	50	51.0	517,545	18,714	498,831	
	中 学 卒	0	-	-	-	-	

本表その2、その3及びその4の対応級欄に掲げられている行政職給料表の級

(注) 1 *印は、調査実人員が1人の場合である(以下、本表において同じ。)

2 「中間職(部長-課長間)」とは、部長と課長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級(格付)から職責が部長と課長の間に位置付けられる者をいう(以下、本表において同じ。)

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	令和3年4月分平均支給額			職 種 の 資 格 要 件	対 応 級
			きまって		(A - B)		
			支給する 給与(A)	うち時間外 手当(B)			
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務課長代理	人 歳	円	円	円	前記課長に事故等のあるときの職務代行者又は課長に直属し、部下に係長等の役職者を有する者若しくは部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 中間職（課長一係長間）	本表その2、その3及びその4の対応級欄に掲げられている行政職給料表の級
	大学卒	341 47.3	462,235	33,614	428,621		
	短大卒	204 45.4	490,590	37,115	453,475		
	高校卒	63 49.3	413,497	36,477	377,020		
	中学卒	73 50.8	427,640	21,839	405,801		
		* *	*	*	*		
	技術課長代理	115 45.8	563,193	83,582	479,611	同 上	
	大学卒	60 42.4	641,524	105,643	535,881		
	短大卒	34 50.0	465,636	60,311	405,325		
	高校卒	21 50.0	466,920	49,939	416,981		
	中学卒	0 -	-	-	-		
	事務係長	651 43.7	441,222	60,252	380,970	係の長及び係長級専門職	
	大学卒	396 41.4	473,468	76,187	397,281		
	短大卒	137 47.3	378,682	33,721	344,961		
	高校卒	116 47.7	399,865	32,160	367,705		
	中学卒	2 54.7	442,771	133,194	309,577		
	技術係長	338 43.1	435,913	74,453	361,460	同 上	
	大学卒	195 40.2	473,511	94,131	379,380		
	短大卒	88 47.2	383,683	47,083	336,600		
	高校卒	55 45.4	400,787	56,140	344,647		
中学卒	0 -	-	-	-			
事務主任	525 39.8	381,311	47,081	334,230	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所において、課長代理以上に直属し、部下を有する主任 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職（係長一係員間）		
大学卒	352 37.5	408,442	59,066	349,376			
短大卒	95 43.1	318,981	23,455	295,526			
高校卒	77 46.5	333,615	20,465	313,150			
中学卒	* *	*	*	*			
技術主任	420 43.4	402,544	47,434	355,110	同 上		
大学卒	282 42.7	406,815	44,941	361,874			
短大卒	72 45.2	377,771	53,851	323,920			
高校卒	64 45.6	401,933	52,798	349,135			
中学卒	2 50.2	412,595	121,680	290,915			
事務係員	1,693 35.6	310,416	35,992	274,424			
大学卒	1,131 32.6	325,054	42,258	282,796			
短大卒	314 40.2	280,109	22,779	257,330			
高校卒	246 43.7	284,056	25,130	258,926			
中学卒	2 35.6	279,030	14,693	264,337			
技術係員	1,282 33.2	334,368	55,357	279,011			
大学卒	831 32.0	348,115	63,435	284,680			
短大卒	237 35.5	315,506	42,277	273,229			
高校卒	212 35.4	299,214	36,806	262,408			
中学卒	2 52.0	249,295	28,375	220,920			

- (注) 1 「中間職（課長一係長間）」とは、課長と係長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級（格付）から職責が課長と係長の間に位置付けられる者をいう（以下、本表において同じ。）。
- 2 「中間職（係長一係員間）」とは、係長と係員の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級（格付）から職責が係長と係員の間に位置付けられる者をいう（以下、本表において同じ。）。

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令和3年4月分平均支給額				職 種 の 資 格 要 件	
			きまっ て 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)		(A-B)		
				円	円			円
技能・ 労務関係 職種 自家用乗用 自動車運転手	人	歳	*	*	*	*	*	業務委託契約等に基づき、他の事業所において業務に従事している者を除く。
研究関係 職種	研 究 所 長	*	*	*	*	*	構成員50人以上の所の長（取締役兼任者を除く。）	
	研究部(課)長	5	50.1	611,698	0	611,698	2室(係)以上又は構成員7人以上の部(課)の長	
	研究室(係)長	13	55.2	640,035	0	640,035	構成員3人以上の室(係)の長	
	主任 研究員	22	48.0	543,370	4,142	539,228	下記研究員より上位の者（研究所長の職名を有する者、上記研究部(課)長及び研究室(係)長を除く。）	
	研 究 員	16	31.6	345,879	27,115	318,764		
教 育 関 係 職 種	大 学 学 長	*	*	*	*	*		
	大学副学長	2	56.0	724,952	0	724,952		
	大 学 教 授	52	54.8	657,757	0	657,757		
	大学准教授	28	44.8	526,032	0	526,032		
	大 学 講 師	13	35.4	438,206	0	438,206		
高 等 学 校 職 種	高 等 学 校 長	2	61.0	741,454	0	741,454		
	高 等 学 校 頭	5	55.4	693,900	0	693,900		
	高 等 学 校 主 幹 教 諭	4	45.8	556,476	0	556,476		
	高 等 学 校 教 諭	59	46.9	552,509	0	552,509		

その2 企業規模500人以上

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	令和3年4月分平均支給額			職 種 の 資 格 要 件	対 応 級	
			きまって		(A-B)			
			支給する 給与(A)	うち時間外 手当(B)				
	人	歳	円	円	円			
事 務 系 職 種	支 店 長	16	53.9	785,204	4,894	780,310	{ 構成員50人以上の支店(社)の長 (取締役兼任者を除く。)	9 級、10 級
	大 学 卒	12	54.0	838,983	0	838,983		
	短 大 卒	*	*	*	*	*		
	高 校 卒	3	57.5	711,358	66	711,292		
	中 学 卒	0	-	-	-	-		
	工 場 長	3	57.2	968,212	0	968,212	{ 構成員50人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く。)	同 上
	大 学 卒	3	57.2	968,212	0	968,212		
	短 大 卒	0	-	-	-	-		
	高 校 卒	0	-	-	-	-		
	中 学 卒	0	-	-	-	-		
	事 務 部 長	123	53.0	660,244	1,370	658,874	{ 2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる 部の長及び部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)	9 級
	大 学 卒	106	52.7	668,016	1,551	666,465		
短 大 卒	2	52.5	544,797	0	544,797			
高 校 卒	15	54.7	622,949	295	622,654			
中 学 卒	0	-	-	-	-			
技 術 部 長	96	53.2	619,526	2,069	617,457	同 上	同 上	
大 学 卒	77	52.7	630,617	2,205	628,412			
短 大 卒	8	53.7	613,643	0	613,643			
高 校 卒	11	56.3	539,887	2,523	537,364			
中 学 卒	0	-	-	-	-			
事 務 部 次 長	52	51.0	591,081	6,011	585,070	{ 上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる 部の次長及び部次長級専門職 中間職(部長-課長間)	7 級、8 級	
大 学 卒	44	50.6	606,781	7,019	599,762			
短 大 卒	4	53.1	480,107	0	480,107			
高 校 卒	4	53.9	518,750	0	518,750			
中 学 卒	0	-	-	-	-			
技 術 部 次 長	47	49.9	588,141	1,003	587,138	同 上	同 上	
大 学 卒	35	48.9	603,300	1,294	602,006			
短 大 卒	5	51.1	565,804	0	565,804			
高 校 卒	7	55.0	516,681	0	516,681			
中 学 卒	0	-	-	-	-			
事 務 課 長	359	49.2	564,286	16,224	548,062	{ 2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる 課の長及び課長級専門職	6 級	
大 学 卒	283	48.6	582,231	16,738	565,493			
短 大 卒	29	49.7	466,599	12,157	454,442			
高 校 卒	47	52.3	513,794	15,568	498,226			
中 学 卒	0	-	-	-	-			
技 術 課 長	259	49.6	582,028	23,462	558,566	同 上	同 上	
大 学 卒	208	49.4	586,579	23,528	563,051			
短 大 卒	21	48.7	574,398	27,146	547,252			
高 校 卒	30	52.5	546,603	19,851	526,752			
中 学 卒	0	-	-	-	-			

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令和3年4月分平均支給額			職 種 の 資 格 要 件	対 応 級	
			きまって		(A-B)			
			支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)				
人 歳	円	円	円					
事務課長代理	196	47.2	513,915	35,249	478,666	前記課長に事故等のあるときの職務代行者又は課長に直属し、部下に係長等の役職者を有する者若しくは部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 (中間職(課長-係長間))	4級、5級	
	大学卒	128	45.6	533,524	38,135			495,389
	短大卒	29	49.5	451,089	39,404			411,685
	高校卒	39	51.4	489,065	22,006			467,059
	中学卒	0	-	-	-			-
技術課長代理	67	43.6	624,430	90,301	534,129	同 上	同 上	
	大学卒	42	40.7	690,481	107,929			582,552
	短大卒	14	49.7	469,247	42,371			426,876
	高校卒	11	48.7	515,434	68,844			446,590
	中学卒	0	-	-	-			-
事務係長	414	43.2	468,684	64,274	404,410	係の長及び係長級専門職	同 上	
	大学卒	264	40.8	499,607	81,555			418,052
	短大卒	79	47.8	391,553	28,849			362,704
	高校卒	71	47.9	431,817	33,468			398,349
	中学卒	0	-	-	-			-
技術係長	130	42.7	562,728	133,788	428,940	同 上	同 上	
	大学卒	94	40.9	593,679	147,652			446,027
	短大卒	13	45.6	523,656	119,325			404,331
	高校卒	23	48.4	455,984	84,280			371,704
	中学卒	0	-	-	-			-
事務主任	324	41.1	386,629	37,110	349,519	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所において、課長代理以上に直属し、部下を有する主任 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 (中間職(係長-係員間))	2級、3級	
	大学卒	212	39.2	411,541	46,548			364,993
	短大卒	65	43.4	321,323	17,309			304,014
	高校卒	47	47.5	355,790	18,227			337,563
	中学卒	0	-	-	-			-
技術主任	258	44.5	408,885	39,779	369,106	同 上	同 上	
	大学卒	182	44.0	403,809	32,641			371,168
	短大卒	38	45.5	406,378	72,626			333,752
	高校卒	37	47.8	442,853	62,814			380,039
	中学卒	*	*	*	*			*
事務係員	1,118	36.3	315,240	36,059	279,181	32歳以上 2級 31歳以下 1級		
	大学卒	752	33.0	330,703	43,417			287,286
	短大卒	216	40.6	278,668	20,494			258,174
	高校卒	150	46.4	295,526	23,679			271,847
	中学卒	0	-	-	-			-
技術係員	576	33.4	369,312	75,913	293,399	同 上		
	大学卒	387	32.5	382,832	86,069			296,763
	短大卒	98	34.2	342,746	55,767			286,979
	高校卒	91	37.2	331,014	47,366			283,648
	中学卒	0	-	-	-			-

その3 企業規模100人以上500人未満

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令和3年4月分平均支給額				職 種 の 資 格 要 件	対 応 級
			きまって		(A-B)			
			支給する 給与(A)	うち時間外 手当(B)				
支 店 長	人	歳	円	円	円	構成員50人以上の支店(社)の長 (取締役兼任者を除く。)	9 級	
大 学 卒	0	-	-	-	-			
短 大 卒	0	-	-	-	-			
高 校 卒	0	-	-	-	-			
中 学 卒	0	-	-	-	-			
工 場 長	*	*	*	*	*	構成員50人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く。)	同 上	
大 学 卒	0	-	-	-	-			
短 大 卒	0	-	-	-	-			
高 校 卒	*	*	*	*	*			
中 学 卒	0	-	-	-	-			
事 務 部 長	99	53.2	602,458	666	601,792	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる 部の長及び部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)	7級、8級	
	大 学 卒	72	53.3	626,748	788			625,960
	短 大 卒	15	52.0	555,434	529			554,905
	高 校 卒	12	53.9	511,673	97			511,576
	中 学 卒	0	-	-	-			-
技 術 部 長	43	52.1	589,704	4,527	585,177	同 上	同 上	
	大 学 卒	20	51.8	607,664	5,943			601,721
	短 大 卒	18	52.0	570,652	4,179			566,473
	高 校 卒	5	53.8	588,536	0			588,536
	中 学 卒	0	-	-	-			-
事 務 部 次 長	57	50.3	522,595	2,592	520,003	上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる 部の次長及び部次長級専門職 中間職(部長-課長間)	6 級	
	大 学 卒	30	49.9	563,081	3,383			559,698
	短 大 卒	14	50.3	476,022	2,514			473,508
	高 校 卒	13	51.0	479,284	877			478,407
	中 学 卒	0	-	-	-			-
技 術 部 次 長	26	52.0	493,245	16,964	476,281	同 上	同 上	
	大 学 卒	14	51.7	468,050	23,892			444,158
	短 大 卒	8	51.4	529,891	12,873			517,018
	高 校 卒	4	54.7	497,571	223			497,348
	中 学 卒	0	-	-	-			-
事 務 課 長	122	48.7	491,397	13,045	478,352	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる 課の長及び課長級専門職	4級、5級	
	大 学 卒	79	48.4	526,635	7,462			519,173
	短 大 卒	25	48.3	428,860	18,423			410,437
	高 校 卒	18	50.5	426,461	29,509			396,952
	中 学 卒	0	-	-	-			-
技 術 課 長	134	47.1	510,693	13,818	496,875	同 上	同 上	
	大 学 卒	79	46.7	535,785	14,601			521,184
	短 大 卒	40	47.5	470,703	11,288			459,415
	高 校 卒	15	48.3	491,625	16,589			475,036
	中 学 卒	0	-	-	-			-

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令和3年4月分平均支給額			職 種 の 資 格 要 件	対 応 級	
			きまって		(A-B)			
			支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)				
人 歳	円	円	円					
事務課長代理	大学卒	126	48.0	392,857	27,544	365,313	前記課長に事故等のあるときの職務代行者又は課長に直属し、部下に係長等の役職者を有する者若しくは部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 (中間職(課長-係長間))	4級、5級
	短大卒	58	45.8	410,446	27,226	383,220		
	高校卒	34	49.2	389,155	34,581	354,574		
	中学卒	33	50.4	368,032	21,363	346,669		
		*	*	*	*	*		
技術課長代理	大学卒	31	50.0	500,373	94,120	406,253	同 上	同 上
	短大卒	16	46.8	526,221	105,669	420,552		
	高校卒	11	51.9	489,930	94,013	395,917		
	中学卒	4	57.3	427,353	49,563	377,790		
		0	-	-	-	-		
事務係長	大学卒	204	44.8	397,912	57,559	340,353	係の長及び係長級専門職	2級、3級
	短大卒	118	43.0	424,640	69,806	354,834		
	高校卒	55	46.7	362,567	39,992	322,575		
	中学卒	30	47.8	352,862	35,688	317,174		
		*	*	*	*	*		
技術係長	大学卒	184	43.2	374,292	45,806	328,486	同 上	同 上
	短大卒	95	39.4	382,812	53,370	329,442		
	高校卒	69	47.6	366,874	38,526	328,348		
	中学卒	20	43.0	363,775	39,207	324,568		
		0	-	-	-	-		
事務主任	大学卒	136	37.2	391,200	73,118	318,082	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所において、課長代理以上に直属し、部下を有する主任 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 (中間職(係長-係員間))	1 級
	短大卒	97	34.8	433,325	93,810	339,515		
	高校卒	25	42.4	314,633	35,596	279,037		
	中学卒	13	42.6	275,420	15,266	260,154		
		*	*	*	*	*		
技術主任	大学卒	96	40.3	395,048	68,294	326,754	同 上	同 上
	短大卒	60	37.7	439,187	97,523	341,664		
	高校卒	22	44.8	354,604	31,402	323,202		
	中学卒	13	41.0	325,121	34,454	290,667		
		*	*	*	*	*		
事務係員	大学卒	411	33.8	308,884	39,064	269,820	同 上	同 上
	短大卒	284	32.1	323,658	44,065	279,593		
	高校卒	70	39.0	290,024	30,800	259,224		
	中学卒	55	35.9	258,295	24,922	233,373		
		2	35.6	279,030	14,693	264,337		
技術係員	大学卒	483	32.4	308,096	37,996	270,100	同 上	同 上
	短大卒	324	31.1	321,031	43,561	277,470		
	高校卒	92	35.6	295,956	29,169	266,787		
	中学卒	66	33.4	269,642	25,991	243,651		
		*	*	*	*	*		

その4 企業規模50人以上100人未満

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令和3年4月分平均支給額				職 種 の 資 格 要 件	対 応 級
			きまって		(A-B)			
			支 給 予 り 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)				
事 務 係 職 種	支 店 長	0	-	-	-	-	{ 構成員50人以上の支店(社)の長 (取締役兼任者を除く。)	7 級、8 級
	大 学 卒	0	-	-	-	-		
	短 大 卒	0	-	-	-	-		
	高 校 卒	0	-	-	-	-		
	中 学 卒	0	-	-	-	-		
	工 場 長	0	-	-	-	-	{ 構成員50人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く。)	同 上
	大 学 卒	0	-	-	-	-		
	短 大 卒	0	-	-	-	-		
	高 校 卒	0	-	-	-	-		
	中 学 卒	0	-	-	-	-		
	事 務 部 長	15	49.2	492,275	82	492,193	{ 2 課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる 部の長及び部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)	6 級
	大 学 卒	4	51.3	561,860	0	561,860		
短 大 卒	2	51.5	541,251	0	541,251			
高 校 卒	9	47.8	450,465	136	450,329			
中 学 卒	0	-	-	-	-			
技 術 部 長	14	52.1	515,582	0	515,582	同 上	同 上	
大 学 卒	9	50.7	501,084	0	501,084			
短 大 卒	3	53.3	536,930	0	536,930			
高 校 卒	2	56.5	548,800	0	548,800			
中 学 卒	0	-	-	-	-			
事 務 係 職 種	事 務 部 次 長	4	42.0	432,197	143,676	288,521	{ 上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる 部の次長及び部次長級専門職 中間職 (部長-課長間)	5 級
	大 学 卒	*	*	*	*	*		
	短 大 卒	0	-	-	-	-		
	高 校 卒	3	40.0	428,711	138,835	289,876		
	中 学 卒	0	-	-	-	-		
	技 術 部 次 長	14	51.1	452,765	0	452,765	同 上	同 上
	大 学 卒	8	51.8	452,687	0	452,687		
	短 大 卒	6	50.3	452,870	0	452,870		
	高 校 卒	0	-	-	-	-		
	中 学 卒	0	-	-	-	-		
事 務 係 職 種	事 務 課 長	49	49.3	455,478	2,050	453,428	{ 2 係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる 課の長及び課長級専門職	4 級
	大 学 卒	30	49.8	477,794	196	477,598		
	短 大 卒	11	49.0	440,951	3,862	437,089		
	高 校 卒	8	47.8	391,767	6,513	385,254		
	中 学 卒	0	-	-	-	-		
	技 術 課 長	28	46.9	426,433	37,242	389,191	同 上	同 上
	大 学 卒	17	46.4	423,841	28,696	395,145		
	短 大 卒	6	45.5	446,535	76,936	369,599		
	高 校 卒	5	50.6	411,124	18,668	392,456		
	中 学 卒	0	-	-	-	-		

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令和3年4月分平均支給額			職 種 の 資 格 要 件	対 応 級	
			きまって		(A-B)			
			支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)				
	人 歳	円	円	円				
事 務 係 長 代 理 大 学 卒 短 大 卒 高 校 卒 中 学 卒 技 術 係 長 代 理 大 学 卒 短 大 卒 高 校 卒 中 学 卒 事 務 係 長 大 学 卒 短 大 卒 高 校 卒 中 学 卒 技 術 係 長 大 学 卒 短 大 卒 高 校 卒 中 学 卒 事 務 主 任 大 学 卒 短 大 卒 高 校 卒 中 学 卒 技 術 主 任 大 学 卒 短 大 卒 高 校 卒 中 学 卒 事 務 係 員 大 学 卒 短 大 卒 高 校 卒 中 学 卒 技 術 係 員 大 学 卒 短 大 卒 高 校 卒 中 学 卒	19	42.5	458,580	65,493	393,087	前記課長に事故等のあるときの職務代行者又は課長に直属し、部下に係長等の役職者を有する者若しくは部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 中間職（課長－係長間）	4 級	
	18	42.1	458,716	67,182	391,534			
	0	-	-	-	-			
	*	*	*	*	*			
	0	-	-	-	-			
	17	47.5	417,674	34,388	383,286	同 上	同 上	
	2	46.0	401,436	49,040	352,396			
	9	47.9	429,837	44,113	385,724			
	6	47.3	404,841	14,915	389,926			
	0	-	-	-	-		係の長及び係長級専門職	2級、3級
	33	43.1	347,915	17,319	330,596			
	14	38.6	350,249	11,416	338,833			
	3	45.7	331,227	47,514	283,713			
	15	46.0	353,234	16,524	336,710		同 上	同 上
	*	*	*	*	*			
	24	44.2	360,712	37,103	323,609			
	6	43.8	340,886	43,411	297,475			
	6	43.5	363,288	34,260	329,028		係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所において、課長代理以上に直属し、部下を有する主任 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職（係長－係員間）	1 級
	12	44.8	369,338	35,370	333,968			
	0	-	-	-	-			
65	39.7	327,008	32,751	294,257				
43	35.9	324,244	33,470	290,774		同 上	同 上	
5	42.8	315,437	28,018	287,419				
17	48.2	337,402	32,324	305,078				
0	-	-	-	-				
66	41.2	371,892	63,156	308,736		同 上	同 上	
40	38.8	381,297	72,623	308,674				
12	45.4	350,438	55,393	295,045				
14	44.6	363,408	42,760	320,648				
0	-	-	-	-		同 上	同 上	
164	35.0	267,322	25,149	242,173				
95	30.3	266,364	21,981	244,383				
28	38.3	265,189	24,494	240,695				
41	43.6	271,023	33,002	238,021		同 上	同 上	
0	-	-	-	-				
223	35.3	295,835	39,256	256,579				
120	33.4	292,680	36,598	256,082				
47	38.4	304,098	47,698	256,400		同 上	同 上	
55	36.1	294,117	37,146	256,971				
*	*	*	*	*				

第14表 新規学卒者の採用の有無及び初任給の改定状況

学歴	新規学卒者の 採用あり	初任給の改定状況			新規学卒者の 採用なし
		増額	据置き	減額	
	%	%	%	%	%
大学卒	37.9	22.7	75.1	2.2	62.1
高校卒	12.5	28.4	71.6	0.0	87.5

(注) 初任給の改定状況の割合は、新規学卒者の採用がある事業所を100としたものである。

第15表 民間における家族手当の支給状況

支給の有無		事業所割合	
家族手当制度がある		80.8	%
配偶者に家族手当を支給する		84.7	%
家族手当制度がない		19.2	%
扶養家族の 構成別 支給月額	配偶者	14,738	円
	配偶者と子1人	21,527	円
	配偶者と子2人	27,149	円

(注) 1 配偶者に家族手当を支給する割合は、家族手当制度がある事業所を100とした割合である。

2 支給月額は、配偶者に家族手当を支給し、その支給につき配偶者の収入による制限がある事業所について算出した。

第16表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況

役職段階	一定率(額)分	考課査定分
	%	%
係員	57.5	42.5
課長級	50.5	49.5
部長級(非役員)	50.2	49.8

3 労働経済関係資料

第17表 労働経済指標

項目 年月	① きまって支給する給与 (調査産業計)				② 所定内給与 (調査産業計)				③ 総実労働 時間数 (調査産業計)	
	全 国		北 海 道		全 国		北 海 道		全 国	北 海 道
	(円)	前年 同月比 (%)	(円)	前年 同月比 (%)	(円)	前年 同月比 (%)	(円)	前年 同月比 (%)	(時間)	(時間)
令和2年4月	295,762	△1.2	265,710	△2.2	273,009	△0.1	247,594	△1.7	143.9	144.0
5月	287,291	△2.6	259,737	△2.1	268,674	△0.3	242,410	△1.3	126.9	128.2
6月	291,040	△2.2	263,073	△1.6	272,318	0.0	246,732	△0.9	141.3	140.2
7月	292,662	△1.3	263,768	△0.6	272,186	0.2	244,926	△0.6	145.8	146.3
8月	291,134	△1.6	264,599	△1.6	269,946	△0.4	246,059	△1.7	133.7	136.2
9月	292,878	△1.0	264,785	△1.0	271,743	0.0	246,093	△1.4	140.6	141.5
10月	296,294	△0.7	267,580	△1.3	273,816	0.3	248,272	△1.3	147.4	147.5
11月	294,168	△1.2	267,559	△1.4	271,143	△0.3	247,647	△1.9	143.4	140.8
12月	294,981	△0.7	265,389	△2.3	271,852	0.1	245,936	△2.7	142.3	140.7
令和3年1月	293,031	0.0	259,431	△3.3	270,026	0.4	242,206	△1.8	135.1	132.5
2月	292,791	△0.3	256,029	△3.2	269,868	0.3	239,543	△1.6	135.4	132.6
3月	297,340	1.1	259,208	△2.0	273,650	1.5	242,355	△0.8	145.1	142.6
4月	300,317	1.6	261,125	△1.8	275,920	1.1	243,902	△1.5	150.4	147.4
資料出所	厚生労働省		北 海 道		厚生労働省		北 海 道		厚 生 労働省	北 海 道

- (注) 1 ①、②、③、④については「毎月勤労統計調査」、⑤については「家計調査」による。
 2 ①、②、⑥、⑦は平成27年基準である。
 3 ①、②、③、④は事業所規模30人以上の数値である。
 4 ⑤の令和3年4月における集計世帯数は、全国7,459世帯、札幌市89世帯である。

④ 所定外労働 時間数 (調査産業計)		⑤ 消費支出(名目) (2人以上の世帯)				⑥ 消費者物価指数 (総合)		⑦ 国内企業 物価指数	⑧ 有効求人 倍率 (全国・ 季節 調整値)	⑨ 完全 失業率 (全国・ 季節 調整値)
全国	北海道	全国		札幌市		全国	札幌市			
(時間)	(時間)	(円)	前年 同月比 (%)	(円)	前年 同月比 (%)	前年 同月比 (%)	前年 同月比 (%)	前年 同月比 (%)	(倍)	(%)
10.6	9.0	267,922	△11.0	286,794	3.9	0.1	△0.2	△2.5	1.30	2.6
8.6	8.6	252,017	△16.2	280,683	△9.8	0.1	△0.5	△2.7	1.18	2.8
9.3	8.6	273,699	△1.1	302,753	11.8	0.1	△0.5	△1.6	1.12	2.8
10.3	10.5	266,897	△7.3	312,129	17.9	0.3	△0.7	△1.0	1.09	2.9
9.9	10.0	276,360	△6.7	313,469	5.6	0.2	△0.4	△0.6	1.05	3.0
10.7	10.5	269,863	△10.2	351,028	9.9	0.0	△0.6	△0.8	1.04	3.0
11.3	10.9	283,508	1.4	285,942	△4.3	△0.4	△1.0	△2.1	1.04	3.1
11.4	10.5	278,718	0.0	292,298	6.5	△0.9	△1.2	△2.3	1.05	3.0
11.5	10.4	315,007	△2.0	351,739	7.3	△1.2	△1.3	△2.0	1.05	3.0
11.0	9.0	267,760	△6.8	262,282	△4.6	△0.6	△0.9	△1.5	1.10	2.9
11.1	9.1	252,451	△7.1	262,343	△5.7	△0.4	△0.7	△0.6	1.09	2.9
12.0	9.2	309,800	6.0	307,902	6.1	△0.2	△0.3	1.2	1.10	2.6
12.1	9.3	301,043	12.4	297,568	3.8	△0.4	△0.2	3.9	1.09	2.8
厚生 労働省	北海道	総務省						日 本 銀 行	厚 生 労 働 省	総務省

職員の給与に関する報告及び勧告（令和3年）

編集・発行 札幌市人事委員会
〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目
TEL (011) 211-3147
FAX (011) 211-3148

市政等資料番号	01-U02-21-1554
関係部局保存期間	1年

